

第三十一次回国会
衆議院
内閣委員會議錄 第五号

昭和三十四年二月六日(金曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事高瀬 傳君

理事高橋 順一君 理事平井 義一君

理事前田 正男君 理事受田 新吉君

今松 治郎君 植木庚子郎君

菊池 義郎君 小金 義照君

始岡 伊平君 田村 元君

富田 健治君 橋本 正之君

船田 中君 保科善四郎君

西ヶ久保重光君 石橋 政嗣君

柏 正男君 中原 健次君

出席國務大臣

國務大臣 伊能繁次郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修三君

法制局次長 高辻 正巳君

防衛庁参事官 門叶 宗雄君

(長官官房長)

防衛庁参事官 山下 武利君

(経理局長)

委員外の出席者

宮内庁長官 宇佐美 毅君

専門員 安倍 三郎君

二月六日

委員町村金五君辞任につき、その補

欠として菊池義郎君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員菊池義郎君辞任につき、その補

欠として町村金五君が議長の指名で

委員に選任された。

二月五日

召集旧軍人関係恩給の加算制度元

関する請願(今井耕君紹介)(第八九

四号)

同(小泉純也君紹介)(第八九五号)

同(田中彰治君紹介)(第八九六号)

同(中垣國男君紹介)(第八九七号)

同(中會根康弘君紹介)(第八九八

号)

同(南好雄君紹介)(第八九九号)

同(松永東君紹介)(第九三八号)

同(北澤直吉君紹介)(第九七四号)

同(小川半次君紹介)(第一〇一六

号)

同(外二件)(高石幸三郎君紹介)(第一

〇一七号)

同(津島文治君紹介)(第一〇四八

号)

同(外九件)(野田卯一君紹介)(第一〇

四九号)

同(木村俊夫君紹介)(第一一〇七

号)

同(佐藤洋之助君紹介)(第一一〇八

号)

文官恩給調整に関する請願(小川平

二君紹介)(第九〇〇号)

同(辻寛一君紹介)(第九〇一〇号)

同(中島茂喜君紹介)(第九〇二〇号)

同(上林山榮吉君紹介)(第九三三〇号)

同(櫻井奎夫君紹介)(第九三三三〇号)

同(東海林松君紹介)(第九三三四号)

同(進藤一馬君紹介)(第九三三五号)

同(田中伊三次君紹介)(第九三六

号)

同(伊藤よし子君紹介)(第九六八

号)

同(井手以誠君紹介)(第九六九号)

同(宇田國榮君紹介)(第九七〇号)

同(櫻内義雄君紹介)(第九七一〇号)

同(床次徳二君紹介)(第九七二二〇号)

同(松平忠久君紹介)(第九七三三〇号)

同(大平正芳君紹介)(第一〇一二

号)

同(高橋清一郎君紹介)(第一〇一三

号)

同(滝井義高君紹介)(第一〇一四

号)

同(松永東君紹介)(第一〇一五号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第一〇三七

号)

同(金丸徳重君紹介)(第一〇三八

号)

同(金丸信君紹介)(第一〇三九号)

同(鴨田宗一君紹介)(第一〇四〇

号)

同(蔵内修治君紹介)(第一〇四一

号)

同(坂田英一君紹介)(第一〇四二

号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第一〇四三

号)

同(津島文治君紹介)(第一〇四四

号)

同(中村三之丞君紹介)(第一〇四五

号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇四六

号)

同(福永健司君紹介)(第一〇四七

同(愛知揆一君紹介)(第一〇七五

号)

同(石山權作君紹介)(第一〇七六

号)

同(外一件)(池田頼治君紹介)(第一〇

七七号)

同(猪俣浩三君紹介)(第一〇七八

号)

同(太田一夫君紹介)(第一〇七九

号)

同(大橋武夫君紹介)(第一〇八〇

号)

同(奥村又十郎君紹介)(第一〇八一

号)

同(河上丈太郎君紹介)(第一〇八二

号)

同(簡牛凡夫君紹介)(第一〇八三

号)

同(川野芳満君紹介)(第一〇八四

号)

同(河本敏夫君紹介)(第一〇八五

号)

同(外一件)(小島徹三君紹介)(第一〇

八六号)

同(佐々木盛雄君紹介)(第一〇八七

号)

同(佐々木更三君紹介)(第一〇八八

号)

同(志賀健次郎君紹介)(第一〇八九

号)

同(高田富之君紹介)(第一〇九〇

号)

同(田中角榮君紹介)(第一〇九一

号)

同(塚田十一郎君紹介)(第一〇九三

号)

同(富田健治君紹介)(第一〇九四

号)

同(内藤隆君紹介)(第一〇九五号)

同(永田亮一君紹介)(第一〇九六

号)

同(芳賀寅君紹介)(第一〇九七号)

同(濱野清吾君紹介)(第一〇九八

号)

同(堀昌雄君紹介)(第一〇九九号)

同(保利茂君紹介)(第一一〇〇号)

同(三池信君紹介)(第一一〇一〇号)

同(山下榮二君紹介)(第一一〇二

号)

建国記念日制定に関する請願(内田

常雄君紹介)(第九〇三三〇号)

同(古井喜實君紹介)(第九〇四四〇号)

寒冷地手当増額に関する請願(外十三

件)(小澤貞孝君紹介)(第九二七号)

同(外十九件)(中澤茂一君紹介)(第九

二八号)

同(外八十四件)(中澤茂一君紹介)(第

九七五号)

同(外十一件)(松平忠久君紹介)(第九

七六号)

同(外十二件)(中澤茂一君紹介)(第一

〇一八号)

同(外九十一件)(小澤貞孝君紹介)(第

一〇三四号)

同(外十五件)(吉川久衛君紹介)(第一

〇三五号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇三六

号)

ては、私もきわめて同感いたすところでございます。常に皇室が国民とともにあられるということは、昔から皇室の念願とされ、その実現に心を砕かれたのであらうと考えるわけでございます。いろいろ機構上の変化があるといいたしまして、皇室と国民との関係というものは、常に皇室は国民のために行動せられるというものであらうと思ふのでございます。明治憲法時代の憲法上の地位に基づく諸制度と変りまして、今日におきましては、やはりそこに新しい憲法に基づく皇室のあり方というものが立っていかねければならないと考へております。もとより先ほど申しましたような基本的な問題は変らないと思ひますが、この現われというものは常にその方向に向つて進むべきものであると思ひます。天皇の御位地は、今は政治あるいは文化それぞれの長という意味ではもちろんございせん。国民の統合の中心というところにあられるわけでありまして、そういうような立場から国民の進歩とともに皇室もまた歩かなければならぬとせられ、常に国民の大多数とともにあられるということが必要であると思ふのでございます。いろいろ一口に天皇制の民主化といふことがいわれるのでございまして、そういう意味における民主化といふことでございまして、やはり一般市民と全部同じになるという形式的な問題ではないと思ひます。やはり国民の象徴としてのお立場というものはつきりお持ちにならなければならぬと考へますし、国民もまた、そういうものが国民、民族の象徴であるということが対する尊敬もあるのが当然であらうと私も思ふのでございます。皇族

と国民が相親しみ、その間におのずから尊敬があつて、ともに日本国の発展のために尽されるというお姿が将来の考へ方の基本であらう、かように考へております。

○平井委員 昔は先帝陛下がおなくなりになりましたれば、皇位をお継ぎになる皇太子は、少くとも一年ないし三年の高座の行事をやられて、これならば民族の中心になり得るという確信がなかつたならば、即位をしなければならぬことを讀んでおりますが、その昔の日本の天皇制に比べて、敗戦といへ、今日天皇制を維持するとするならば大きな差があると思ひますが、この点長官はどう考へられますか。戦争が負けたからどうでもよいのだというふうに考へておりますか。

○平井委員 終戦後に、御承知の通り日本は、国民として非常によりどころがない。せめて天皇制は維持されたのでありますから、これが一つの希望であり、よりどころであつたと思ふのであります。新憲法のもと国民の象徴となつたのであります。象徴といふことの解釈は非常にむずかしいと思ふのであります。象徴といへば、少くとも国民の崇拜されるべき皇太子でなければならぬ。しかも立太子の式を終了された。しかも宮内庁長官として、あるいはおそばについておる人として、民族の象徴にふさわしい教育、ふさわしい姿にさせることが職責ではなからうか。そうならなければ、民族のよりどころもない。将来の日本を考えたときに、一体どうなるか、これは人ごとでない、日本民族の問題でありますから、特に宮内庁長官はこの点をほんとうに真剣に考へなければ、これが一角がくずれていった場合には、宮内庁はもちろんです。宮城開放の問題も近く起ることは当然の話であります。現在のあり方が新憲法にふさわしい、あるいは日本民族が非常に尊崇して、喜んで天皇制を維持されると思はれておるかどうか、この点を長官にお尋ねいたします。

○宇佐美説明員 皇太子様の御婚約の実際についてはお尋ねでございます。これは世上いろいろ間違つて伝わつて

○宇佐美説明員 昔のいわゆる皇太子のお地位といふものは、立太子の儀式によつてその方に皇太子というものがきまつたのでございます。必ずしも現在のような長子相続という形ばかりではなかつたのでございます。その意味におきまして立太子ということが非常に重要な意味があつたわけでございます。現在におきましては、法制上当然長子相続といふことが定められておるわけでございます。昔の立太子とただいま行われます立太子の意味は非常に違つておると思ふのでございます。昔のようないき方につきましても一つの方法でございまして、同時に、そこに政治的なあるいはいろいろな紛争も起り得るのであります。私も、そういうことが皇室に行われまへず、現在のようにはつきりとした皇室典範に基いてそれが行われることが明確であり、紛争を来さずにいけるものであると考へておるわけでありまして、

○宇佐美説明員 私どももただいまお述べになりましたようなことを深く考へておるつもりでございます。今のようないくつかの憲法のもとにおける皇室におきましては、皇室の方々の御行動といふものが非常に大事であると思へております。そういうような意味におきまして、皇太子殿下の御教育と申しますか、御祈さんを願ふことは、われわれとしても非常に強いわけでありま

○宇佐美説明員 皇太子様の御婚約の実際についてはお尋ねでございます。これは世上いろいろ間違つて伝わつて

○宇佐美説明員 皇太子様の御婚約の実際についてはお尋ねでございます。これは世上いろいろ間違つて伝わつて

○宇佐美説明員 皇太子様の御婚約の実際についてはお尋ねでございます。これは世上いろいろ間違つて伝わつて

○宇佐美説明員 皇太子様の御婚約の実際についてはお尋ねでございます。これは世上いろいろ間違つて伝わつて

す。しかし昔のようにすべてを不自由
なと申しますか、当然あつていいこと
まで押えるということもどうかという
気がいたします。殿下が伸び伸びと自
身の立場を思いなが御成長を願いた
いとわれわれは思うわけであります。
やたらに何でもかでも押えるというこ
ともどうかと思います。ただりつぱな
立場に対する御自覚から、すべての行

動をよく考えていただいて、われわれもそれをお助けして、ほんとりに国民の將來の象徴としての素質を十分伸ばしていただきたいということでございます。これは大きな政策とか、そういうことが表面に出ることではなく、日々の行動が重なってそこに現われていくものと思います。私は日々のことにつきましても、東宮職のおそばにおります者にもわづらひる申しますし、

小泉博士も皇室の将来ということとあわせて考えてやっていただいておりますが、私もよく国会における御質問等も伝えますし、私の考えも始終述べておるわけでございます。

なお今後の皇室のあり方につきましても、御指摘の通りに、ほんとうに真剣に慎重に私どもは考えなければならぬ。そういう問題について、ただ宮内

庁の組織だけで考えていいのか。その間において世論を聞き、いろいろな立場から検討すべきはもちろんであります。そういう点についてもいろいろ今考えつつあるところでございます。まだ申し上げる程度にまとまりませんけれども、将来のためにこれはほんとうに考えていかなければならぬというふうに思っております。

○平井委員 皇室は、御承知の通りわ

れわれ国民と実は違ひるのであります。これは昔ながら天皇學でございまして、今日の教育係といふものの教育は、われわれ国民と違つた立場においてされなければならぬと思ふのであります。これはわれわれのようによつてとか、名譽がほしいといふことは、全く教育に要らぬのであります。ほんとうに欲も得もない、ほんとうに人間の象徴としていなければいけません。それから、その教育は今あなたがおっしゃる通りに、あまり何もかも押さえるといふことではなく、民族の象徴にふさわしい教育、それを小泉さんはちよつとはき違えておられます。国民らしく育てていくことが小泉さんの教育の方針では困る。これは事實欲も得も要らない、選挙の必要もなければ何とやらぬのですから、その点の教育はあなたが小泉さんに教えてやつて、皇太子殿下の教育といふものは、一般の学習院の生徒と別でなければならぬ。昔ながら上御一人といわれたのです。一般の学習院の生徒並みに教えたのでは、これは絶対に象徴になれない。われわれが欲しい点、またできない点、国民では及ばないという教育があると思ひます。そういう教育を教えない限り、ただ昔と違つて自由である、自由に教育をするのであるといふ行き方もありましよう。自由主義者の中にはありましようけれども、そこは一つあなたが小泉さんあたりに教へてやつて、一般の生徒とは違つた立場においての昔ながら天皇學、今日なら皇太子殿下の教育といふものをされなければ、これは象徴として国民が崇拝す

るかどうかからなくなつてしまふ。早い話が、皇太子殿下が銀座へ遊びに行かれる、友だちと一ぱい飲みたい、そういうことになつたら、これは民族の象徴といふことは絶対に言えない。天皇は常に大自然とともにあらねばならぬ。そうしなければ英國の国体と同じになるのです。日本の天皇といふものは、常に大なる自然、どこから見ても富士山の姿のように拝まなければならぬといふぐらゐのあり方ではない。国民は崇拝しませんよ。そういう点から見て、いさし厳格な教育をされたらどうですか。昔、北畠親房などはこれはもうけ飛ばしおつたといふ話です。たまたまくつて教育をされたといふことも聞いておるが、あまりにも自由奔放な教育をされておるのじやないか。そういうことからきて皇太子殿下の感覚が違つてくる。自分の将来民族の象徴としての感覚が狂つてくる。どうもこのごろはわれわれが考へてゐる——われわれは子供のときから天皇一本で育つてきた、教育を受けてきた者でも、ちつとおかしいではないか。まして終戦後の教育を受けた青少年は、全くそういうことがなくなつてしまふ。

そこで議題にありますところの皇居の造営といふことになれば、これは非常によろこばしい。あなたの方の教育いかに、天皇のあり方いかんによつて、造営ができるかできぬかになるのです。お互ひが天皇制維持者だから、何でもかんでも皇居を作れといふふりなわけにはいかぬよになつておるのです。それを一つ長官は十分考へていただきたい。もしも教育があまり芳ばしくないというなら、小泉さんあたり

入れかえたらどうですか。そんなことを民主主義だ。いつまでも、動も動も動も動も、この人間をそこにつけておくといふことが一番封建的ですよ。もし皇太子殿下の教育係でも、これはちよつとあなたが悪いと思つたら、あなたが入れかえたいいいじやないですか。それが今日のあり方でございます。昔ならば何でも何でも一べんひついたら、宮内省におればやめさせられなくなつておつた。今日ではどんどんやつていいのですから、そういう新体制に切りかえていって、よりよく皇太子を教育するといふふうにならなければ、天皇陛下は何もおつしやれなければ、天皇陛下は何かおつしやれなければ、あなたがさういふふう

に判断をしなければ、今後の、遠き将来といふか近き将来といふか、日本に變動が起つた場合には、あのときの長官は宇佐美さんであつたといふことになれば、あなたの人格はつばであつたけれども、やはり時にふつかればあなたの責任になりますから、その点、あなたが十分研究をされ、努力をされて、やはり皇室の尊厳を残していくといふふうな努力をされなければならぬと私は思ひますし、また皇太子殿下においても、これはあなたが直接進言でき

るのかどうかかわりませんけれども、十分そこを自覚されて、やはり国民の崇拝するに足る人間になつてもらいた。これは人間といふか、昔は神様だつたのです。御承知の通り明治憲法のもとにおいては、神聖にして侵すべからず。今日人間になつたといふだけで、やはり象徴ですから、象徴といふことについての私の解釈が合うかどうか知りませんが、私は民族の象徴といふことになれば、天皇は、国民が貧

しければ貧しいものを食べ、国民の政治、経済に伴つて生活をしていかれる、ああ陛下は銀座にも行かれぬし、映画も見られぬ、これはわれわれはひとしく崇拝しなければならぬといふ気持ちになつていくと思ふのであります。民族の象徴といふのはただ看板だけで、あとはわれわれ国民と同じ行動をとつてよろしいのであるといふふうを考えたならば、象徴とは言えないと私は思ひますが、あなたは象徴といふことをどう解釈されますか。

○宇佐美説明員 終戦後今まで皇室に對する一般的ないろいろな批判が行われて参りましたが、この大きな流れといふものは、やはり一言で言われるやうな民主化、もつと自由にしてあげなければいけないのじやないか、あるいは今おつしやつたやうな、銀座にもおいでになればいいし、喫茶店にもおいで願へばいいじやないか、そういう議論が割合に多かつたと思ひます。しかし私は決してそれは思つておりません。やはりすべて普通の国民と同じ生活をするといふことは、ほんとうの象徴としての国民の尊敬を集め、親愛を得られることにはならない。それは、ある意味において自由が一部ないともいえます。しかしそれはやはり国民の中心となつて、象徴としてお過ごしになるには当然負われべき御責任であり、御義務であると思ひます。そういうことではなければ、何らわれわれと差がなくなつてしまふ、私は常にそう思ふわけでありまして、最初に申し上げたやうな意見はいろいろございまして、いわゆる雲の上の上る行き過ぎた行き方は、もちろん直していくべき点があれば直さなければならぬのでござ

いますけれども、やはりそこにはきざんとしたことがなければ、秩序は保たれませんし、また尊敬や親愛といふものも生まれてこないと私は考へております。そういう御修養もなさなければならぬと、そういう義務といふこともしつかりとお持ちを願つたければならぬと私は考へております。しかしさういふ点は御幼少のときからおそばの者が、さういふいろいろな進言に對しては気持よく胸を開いてお受けになることをほんとうによく申し上げ、われわれが、あるいはそばの者が申し上げることは、よく御反省になる方だと私は思つております。もとよりまだお年もお若いことですが、御修養願ふべきことは多々あるわけであり

ます。小泉博士は、常に皇室の将来を最も心配しておられる一人だと私は考へております。しかし具体的にどういふことをいふことについては御相談もございまして、私も遠慮なく意見を申し上げておるわけでありまして。今後においても、さういふことについては最善を尽したい。今回のことにつきましては、大きなことを申すと仰せになるかもしれませんが、私が責任をとつて済む事柄ではない、それ以上の大きな事柄であるといふふうを考へて参つたつもりでございます。不敏でございますけれども、この覚悟だけはいたしておるつもりであります。

○平井委員 最後にお尋ねなりお願いをして終りたいと思ひますが、御結婚式も近いのでありますから、今の長官の御説明で私は納得いたしました。が、なお宮内庁から国民が納得するようにしていただきたいと思ふのと、これは長官に幾らわれわれが質問してもしよ

いすけれども、やはりそこにはきざんとしたことがなければ、秩序は保たれませんし、また尊敬や親愛といふものも生まれてこないと私は考へております。そういう御修養もなさなければならぬと、そういう義務といふこともしつかりとお持ちを願つたければならぬと私は考へております。しかしさういふ点は御幼少のときからおそばの者が、さういふいろいろな進言に對しては気持よく胸を開いてお受けになることをほんとうによく申し上げ、われわれが、あるいはそばの者が申し上げることは、よく御反省になる方だと私は思つております。もとよりまだお年もお若いことですが、御修養願ふべきことは多々あるわけであり

うがないが、皇太子殿下並びに宮様のおつきの人は、悪ければ取りかえなければ教育というものはよくありません。あなたが見はからつて、これはあまりよくないと思われる人はほとんど取りかえられて、そうしてつづきな教育をされる方をお入れになつて——今の人がいいか悪いかわかりません。悪いと言ふ人もあり、いいと言ふ人もあるが、取りかえて教育をなさらぬと、將來非常に大きな問題が起るのでないか。天皇制のあり方というものは、日本の政治、経済あるいは世界の動静に從つてあらなければならぬと私は思うのであります。従つて皇居造営の問題におきまして、まだ審議会はできないのでありますけれども、もしも審議院ができましたならば、時代に即応して、かつて三井、三菱の大財閥が十萬坪の屋敷に住んでおつたのが、今日一萬坪の住居におつたことを参考に、今日の皇居のあり方はどういふふうでなければならぬかといふふうに、率先宮内庁は研究をされていかなければ、これまた非常な難関に到達すると思ふのでありますから、日本の情勢、世界の情勢、東南アジア未開地のところ、クーデターがあり、いろいろある世界の動向をよくながめて、ひとり日本だけが昔の風習ではいかれない、日本の皇室はこうあらなければならぬといふ見地から、まず率先してあなたの方で案を立てられなければ、將來禍根を残すと私は思ふのであります。どうか皇居の造営の問題につきましても、あなたの方で十分考えられて、先手を打つといつてはおかしいのでありますけれども、この程度でよろうとか、あるいはこうした方が今の

日本の皇室にふさわしいのであるといふことを十分考えられてお作りにならなければ、將來禍根を残す。東宮御所の御造営のごときも、間組が一萬円で引き受けた、こういう崇拝組も日本にはあります。また家がなくて困つておる国民もある。私は間さんに言いたい。そういう金があるならば、住宅のない人に建ててやつたらどうかと間さんに言いたいが、あまり私は懸念でないから言つておけません。そういう方もあるが、それが全部でないことも考えなければならぬ。そういう人もあります。いなかの年寄りの八十、九十の人は、日本が戦争に負けたことも知らないといふ人もありますから、そういうことを十分考へて、あなたの方で考慮されて、現在の世の中にふさわしい皇居の造営を計画していただきたい。同時に今後の皇室の尊厳並びに天皇制のあり方を十分研究されなければ、日本の將來にいかなる變動が起るかかわらぬといふことを肝に銘記して、今後長官としてつづきに職責を全うされるようにあなたにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

○内海委員長 受田新吉君。
○受田委員 私には宮内庁長官並びに法制局長官並びに総理大臣にかつて御出席いただく官房長官に相次いでお尋ねを申し上げたいと思ひます。それは皇室に關係した事項で、今、平井議員よりお尋ねになつた諸問題を別の角度からお尋ねしてみたいと思ひます。

私は最初に、日本の天皇制といふものが新憲法で国民の象徴とされているといふことに一応うなずき、またこれを支持していく一人であります。ただここで問題となるのは、天皇の御地位といふものに対して、新しい憲法が保障する基本的人権、いわゆる憲法の第三章に掲げられてある基本的人権と矛盾する面が相当起つておられないか。この点が第一のお尋ねの問題であります。具体的に申し上げますが、新憲法は天皇を人間天皇として宣言せられておる。そういう意味からいふならば、その人権もまた十分尊重をするといふ意味で、象徴としての天皇の権威を傷つけない限度におけるゆとりある人権尊重のあり方が示されておらなければならぬと思ひます。一例をあげますと、天皇はいつまでも天皇の御地位におられなければならぬといふことになる、非常に窮屈なお感じをなさることもあらうと思ひます。従つて、たとえば皇太子が成年に達せられ、あるいは御結婚をされる。そして十分後継者として天皇の地位を守つてもらへるということになり、また天皇御自身も、一般でいうならば定年退職に当られるくらいに年配になられる、こういうことになるならば、天皇の御退位の自由といふことが一応認められていいのではないかと思ひます。従つて、この問題は、宮内庁として、また法制局としては、どういふ御見解を持つておられましようか。

○林(修)政府委員 ただいまの問題は、非常に重要な問題であると思ひます。これは御承知の通り、新憲法が当時の帝国議會において審議された際に、あるいは現行の皇室典範が法律案として議會で審議された際にも、非常に議論されたところでございまして、いろいろの角度から御議論があつたわけでありまふ。しかし当時の政府として、皇室典範にこういう制度を認めなかつた理由としては、次のようなことがいわれております。現在の憲法は、もちろん皇位継承のことにつきましても、法律に規定を讀つております。法律である程度は書き得る範囲のことがあるはずでございまして。しかしこれは憲法第一条が、天皇は日本國の象徴とし、それからその地位が日本國民の總意に基くといふこの規定、それから第二条に皇位は世襲のものである。この二つの規定と離れて、ただいまの問題を議論することはできないと私は思ふわけでありまふ。なるほど新憲法によつて人間天皇としての地位はできまして、一般の人と同じようにこれを扱ふわけにはもちろんいかない。やはりこの象徴たる地位、あるいは國民の總意に基くこの地位といふものと相いれない範圍におけるものは、そこに制約があることは当然だと思ふわけでありまふ。これはやはり皇位といふものは世襲のものである。それから古來ずっと一つの系統で受け継がれてきてゐるということ、それからそこに天皇が過去においてはもちろん讓位といふことはあつたわけでもございまして、そういうことはありましたけれども、ただいま申し上げたような御地位、それからこの天皇のそういう象徴たる地位から考へまして、御自分の発意でその地位を退かれるといふことは、やはりその地位と矛盾するのではないか、これはやはり幾多過去の例からいつても、いろいろ弊害があつたこともございまして。これは一言で申しまして、天皇には私なく、すべて公事であるといふ考え方も一部にあるわけでありまふ。やはり公けの御地位でございませ

るので、それを自覺的な御意思でどうこうするといふことは、やはり非常に考へべきことである。そういうような結論から、皇室典範のときには、退位制は認めなかつたのであるといふことを、当時の金澤國務大臣はるゝとして述べておられます。この問題は、実は皇室典範の審議されたときの帝國議會において、皇室典範の論議の半分ぐらゐを占めております。そういうことで政府案が通過したような關係でありまふ。その当時における政府側の見解は、ただいま直ちに變更するほどの理由はないと思つております。従ひまして今、受田先生のおっしゃつたやうなことも確かに一つの議論としてはあることと思ひますけれども、輕々にこれはきめられない、かように考へております。

○受田委員 私はこの新しい憲法や皇室典範の審議の際の問題は今持ち出しおるわけではない。當時は天皇のお立場が戦犯としての批判を受けようといふ渦中であつた。しかし今日はよく日本の復興もほゞ上つてきたといふ段階になつて、しかも世襲にならる皇太子が御結婚されるといふ段階になられるといふことになるならば、もうそういう戦犯論議とかその他の戦争責任問題を乗り越えた新しい段階にきて、この問題を考へなければならぬ時期にきておると思ふ。ことに現在の天皇は二十才になられたときに摂政になられて、自來すでに四十年に近い間を、まことに筆舌に絶する苦勞をされておられる。ことに大東亞戦争の責任などという問題になつてくると、御自

身も非常に痛切に感じておられる。しかしあの大東亜戦争を締めくくる終戦というところへ踏み切られたのは今の天皇であられた。そういう意味から、私は今の天皇御自身がその悲劇的運命の中に苦勞されて今日に及んでおられることを思うときに、皇太子が御結婚されて、一人前の世継ぎとして、もつぱな資格を備えられておられることになるならば、ここに終戦直後の混乱の中で論議された憲法論議や皇室典範論議とは別の意味で皇室典範は法律でありますので、この法律を改正して、天皇の退位の自由を認めてあげるといふことが、新憲法の第三章に掲げられた基本的人権の尊重の条項にも合致するものだと思う。従って象徴の尊嚴を傷つけないで、後継者がいつにおられる場合に、皇室會議の議を経て退位をすることができると、そういう考え方は、私は成り立つと思う。この問題は、新しくそういう事態に遭遇しておるといふ気持を私は持つておるので、新しく検討をすべき段階ではないかと思う。昔のものを引っ張り出して、今ごろまだ依然として古い感覚で、憲法、皇室典範の論議をされた終戦直後の空気をそのまま今に持ち込むといふことは、どうも時代感覚のずれはなほだしものありと認めざるを得ない。いかがですか。

地位、皇位世襲の継承といふことと切り離して、この問題は解決できないと実は思っております。従いましてやはりそういう今おっしゃったようにいろいろ個々の場合には、いろいろの事情が起ることはございましょうけれども、今おっしゃることであれば、結局制度としてそれを認めるといふことになるわけでありまして、この制度として認めるといふことは、国民の総意に基づく御地位、象徴である御地位といふことを考えますと、私はそう適當なものではない、過去の歴史を見ましてもそういうことは適當なものではないのじゃないかといふことも考えるのであります。あるいはこれは制度として認めれば、皇位継承の順位に異動を来すということもあり得るわけでありまして、そういうことから考えまして、これはやはり慎重に扱わなければならない、軽々にきめられない問題だと思ひます。

○受田委員 もろろ軽々にきめるべき問題ではないでしよう。しかし世襲制度といふこの憲法第二条の規定によつても、世襲には間違いないわけですから、だから隨居する制度も考えられておるのであるから、御隨居なされるという形になればいいわけですから、従つて世襲制度といふこの憲法第二条の規定に矛盾する形にはならないわけですから、世襲がちゃんと成年に達しておられる、御自身も成年に達しておられるといふことになれば、当然そういう自由を認めてあげるといふ規定が、しかもそれが皇室會議といふ一応の機關の議を経てきめられるわけでありまして、軽々にきめるわけではありますから、こういう制度を考へて差し上げるものが、憲法の精神にマッチした皇室典範の改定であると思ひます。

もう一つそれに関連して、天皇の行為の自由といふことにもしばしば問題が起つてくる。たとえばたゞいまの陛下は、弟さんの秩父宮がなくなられるときに、ぜひ臨終の弟宮を見舞いに行こうとされたときに、ついに宮内庁は見舞いを押えたといわれる。たゞいまの皇后は、お母さんの俱子さんがなくなられるといふときに、これまたついにお母さんの臨終にもおもむかせしめられなかつたといふ、おそるべき人権侵害をやつておると私は聞いておる。肉親の死に宮内庁がそういう圧力を加えて、人情の自然と美しさを押えるといふ、こういうことは一体どういふところに原因があるか、そういうことは絶対なかつたかどうか、その事情をこの際あわせてお伺ひしておきたい。

○宇佐美説明員 前段の陛下の自由な御意思に基づく御退位といふことにつきまして、法制局長官からお答えがございました。私も全く同様に考えておるわけでございます。現在の場合のみを考へるのでなく、日本永久の將來のことを考へる場合に、自由なる御意思による御退位というよりなことを、その象徴たる地位から見て、常に国民が全うなる將來のことを考へますと、容易なことではない。私もこれはこれにございまして、御賛成を申し上げる気持ちになれないのでございまして。

また後段の御質問でございますが、これは宮中のいろいろな昔からの風習がございまして。今の陛下は、そういう点について勇敢に直すべきものは直すお気持ちでございます。われわれはいたしまして、そういう御趣旨に基いて、自然にそういう点につきまして十分考慮をいたしております。御指摘になりましたような点につきましては、われわれは宮内庁において阻止をしたといふようなことは全然ございせん。事実不幸にしてお間に合ひにならなかつたといふことでございまして。

○受田委員 そういうお間に合ひにならなかつたといふよりなことで、その場をこまかすべきものではないと私は思ひます。こういうことは、お工合の悪い肉親がおられる場合に、自由にお見舞いができ、その臨終に立ち会われるといふ努力を、宮内庁がなぜなさらないのです。間に合わないのだといふ言ひ分は、はなはだ重大な問題だと思ひます。宮内庁としてそういう人情の美しさを押えるような措置をされたとは解釈しても、これはやむを得ないじゃありませんか。今度皇太子が結婚される正田さんの場合も同じこととす。

つまりこういう場合に正田家が非常に心配しておられる問題として、そういう人間としての自由性を圧迫される点はないかといふ点がおそらくあつたと思ひます。そういうことについて宮内庁としては、人間としての美しさ、人情の自然といふものを十分尊重して、一切こういう問題については人権を侵害するよりなことはしない、今後は絶対にさ束でございまして、まずそれを伺つておきます。

○宇佐美説明員 皇室の方々が、御両親その他の御不幸の場合にお見舞いなさることを、われわれは阻止するといふよりなことは考へてはおおりません。しかし實際の場合に、やはり象徴としてのお立場から、今の例でなくとも、そうあそばしたくともなされないときもあろうかと思ひます。そこはやはり外から見ますと自由を押えているとわれわれは考へるわけでありまして。

○受田委員 九重雲深きあたりの一般国民に理解できないような形の宮内庁の措置は、やはり感心できません。宮内庁としては、そういう問題について、はもうあけつぱなしで、たとえばお見舞いに行かれるのに途中の警戒の問題などがあるとかいふことを気がねされて、肉親の死にも会ふことができないといふような御心配があるならば、そういう問題についてはあつたかといふ心組みをもつてお役目の方をやらなければい。そういうことを十分含んで、何らか一般国民との間を隔離申し上げるような形のないように、一つ宮内庁としては御努力願ひたいと思ひます。

私はもとに話を戻しますが、もう一つこの御退位の問題に關係するのでありますけれども、もし退位の自由を認めたらば、皇位継承の順序にも問題があるかと今長官が仰せられました。これは私はどこに問題があるかといふことをお尋ねしてみたいのですが、たとえば皇族から、皇位継承の地位にある皇族の身分を離れるといふ申し出があつたといふ場合のことですが、いかがですか。

○林(修)政府委員 これは仮定の問題です。それから、そのつもりでお聞き願ひたいと思ひますが、かりにそういう制度がございました場合に、たとえば天皇が退位せられる、そのときに実は皇子がおられない、従つて皇位継承が皇弟に行つたといふ場合に、あとから皇子が生れるといふ場合のことを考へれば、いろいろ問題があると思ひます。これは過去においても日本の国史を見れば問題

があったと思う。そういうことも一つの形態としては考えられるということ
を申し上げたのであります。

○受田委員 私は、後継者がはつきりして御本人も相当の年令に達しておられる、こういう場合に皇室會議の議を経てきめられるのだと申し上げてゐるわけです。皇子もおられない、もう本人はおやめになった、そのあとに皇子が生れた、そういう仮定の問題を保持ち出したら皇室會議の議が通ります

か。皇室會議の護を経るということになれば、やはりそこにはつきりした後継者がおられる、天皇の長期にわたる御苦勞に對してもいたわりの氣持をもつて御退位をお認めするという形になる場合です。そうでない場合には皇室會議の議は通りませんから、あなたの御懸念の問題は解決するのではありませんか、私はそう思うのですが、いかがですか。

○林(修)政府委員　先ほどから申し上げております通りに、今受田先生のいうおっしゃることは、やはり制度としてそういう制度を設けたらどうかというお話でございます。従いましてそれはやはり皇室典範の中にそういう規定を取り入れることになるわけでありす。そうなればこれは一つの制度として将来に向つての問題になります。いろいろなことももちろん考えなければならぬことになるわけでありす。そういうことを考えてみました場合に、今の自発的な御退位の制度というものが、果して天皇の世襲制、皇室の世襲制、皇子の世襲制、あるいは天皇の象徴たる地位、あるいは国民の総意に基くという国民の信念から見た考え方、そういうところにマッチするであらう。

ろうかどうか、これはやはり相当疑問のあるところだと思ふ。今、受田先生のおっしゃるような御議論ももちろんあることと思いますが、それに反対することと思ひます。従ひまして私どもとして今簡単にそういうことに踏み切る決心はなないわけであります。むしろ先ほど宮内庁長官が言われました通りに、簡単に賛成できない、こういうことでございます。

○受田委員 あなた方は天皇のお立場
 というものを考えていかなければなら
 ない。そこで、あなた方だけの御都合
 で、天皇の人権をいつまでも侵害して
 いくことは問題だ。だから御用学者と
 いう立場であるなら仕方がない。しか
 しながらもつと純粹な理論的な立場で
 ものを考えていく、あるいは日本の將
 来を考えてどう解釈したいというよう
 な、あなた方はやはりある程度の余裕

のある解釈をしなければならぬ。

もう一つ、これに關係するのですけれども、女帝です。皇族女子には皇位繼承権がないわけですが、この皇族女子の皇位繼承権を容認するという典範の改正というものは、これは決して差しつかえないわけです。今の憲法では男女平等である。憲法の十四条で、法のもとでの平等、貴族の禁止、栄典というところにも、人種、信条、性別云々で差別されないことになっている。そういうところからいっても、国民の象徴だけを差別するということがあり得ますか。そういう意味からも新憲法の精神にのっとって、皇族女子の皇位繼承権を認めるということは、私は当然考えられていいことだと思ふ。いかがですか。

○林(修)政府委員 これも皇室典範のときに議論されたところでございまして、一応議論済みのことだと私は思っております。重ねて申し上げますけれども、

ども、確かに憲法では男女平等、あるいは婚姻における男女平等、あるいは相続についての男女平等の原則をきめております。しかしこれはむしろ普通の一一般の家であれば、昔のような家の制度はもろろないわけでありまして、かから、主として財産相続についての男女

平等でありますが、皇位あるいは象徴たる地位というものは、必ずしも今申しました民法上の相続と同じように考えるわけにはいかない問題が一つあります。そのほかにやはり古来の日本の国民の一つの総意と申しますか、国民の信念と申しますか、つまり男系相続といふことで実は一貫して参つておるような状況でございます。従いまして男系相続といふことを認める以上は、女

帝を認めれば、そこで男系は断絶するわけです。別の系統に移動するという事になつてくるわけであります。そういうことから一つの問題点がある。また女系による相続を認めれば、これは別の問題でありますけれども、やはり日本のいろいろの古来の国民の感情あるいは現在における国民の感情からして、果していかであらうかという問題があるわけあります。また過去における女帝の例、日本には幾つかの女帝の例がございますが、これはいろいろな特殊な事情に基いた例だと思つております。そういうところから、やはりこれは慎重に考えるべき問題だといふことで、皇室典範のときにもその問題はいろいろ話題に上りながら、そういう規定はされなかった。その事情を

今直ちに――おしかりを受けるかも知れませんが、そういう事情を今直ちに解消するだけの事由はないのじゃないかと思っております。

○受田養員 この問題は、どうも男系相続が日本の伝統であるからなどという古くさい考えで御答弁されておるようでありますが、すでに英国においてもそういう制度が長期にわたって保持されている。ただ英国の制度には、女帝の場合には男子の兄弟がおらぬとい

うような場合に、女子だけだというよりなときに、女帝ができておるわけでありませうけれども、一応程度の差はありまして、皇位の継承権に女子の相続権というものは認められておる。こういうところから見て、世界の大きな流れというものを見たときに、昔の古い伝統を今ごろ持ち出されて、男系相統が日本の伝統などというこの論議は、どうも法制局長官としてまづい論

議じやないか。新憲法の精神といふものを——ここにおられた自民党の方の中にも、退位の自由と女帝は大賛成だといふ意見が出ておる。そういうふうな意見が……(「反対だ」と呼ぶ者あり)与党は分裂状況です。そういうことから皇室典範に対して、もう少し人権を尊重し、象徴としての権威を傷つけない限度において人権を尊重するといふ配慮をなさるべきではないか。特に宮内庁長官とされても、そうした宮内庁の事務を担当される責任者として、常に日本の将来、国民の皇室に対する感情等の問題を十分洞察して、長い目で見た日本の皇室の将来への見通しを持った努力をしておかれなさい、思ひがけないところから、今回の御結婚を契機として、皇室に対する重大な国民の

悪感情が起つてきたりするおそれが私
はあると思うのです。そういう意味か
ら、少くとももう少し大衆と溶け込ん
だ皇室という、同時に象徴としての立

場は保持されるような配慮を払いながらという気持は必要でございますが、そういう努力をしておかれないといいかん、かように思うのです。

そこで、三笠宮に例をとりますけれども、三笠宮が紀元節に対する見解を表明されたというので、中にはこうい

う三笠宮のような皇族がおられては皇室の尊厳に関係するから、皇族をやめてもらおうじゃないかという意見がある。宮御自身も皇族をやめたいというお気持ちを表明されたとも承わっておりますのであります。宮が、皇族が、そういうことを発言されたということについて、これを政治問題として見ようとするならば、それはけしからぬじやないか、皇位の継承予定者がそういうこ

とではいかぬじゃないかという議論が成り立つかと思ひますけれども、宮の學者としての良心から叫ばれたこの言葉に對してかれこれ議論する。自民黨の諸君の中にそういう声があるわけですから。そういうものに對して官内庁としては、また法制局としては、皇族の身分にある者の発言について、何かに常に注意をしておるとか、あるいは圧力を加えておるとかということがあるのかなのか、また三笠宮の皇族を離脱したいという氣持を持っておられるという表明があつたことがあるのかないのか、これも一つお答え願ひたいと思ひます。

○宇佐美説明員　三笠宮様のことに付いてのお尋ねでございます。殿下は、終戦と同時に軍籍を離れられました、

將來のために東大にお入りになって歴史を御勉強になっておられます。非常に熱心に御勉強になっておるのであります。しかし私は、皇族であられることがまず第一でございまして、国民は学者になっていただくということにおいて皇族におなりを願っておるのじやないと思ひます。やはり皇族としてのお立場、義務といふものを第一にお考え願ふべきであると思ひます。同時に、お仕事として御勉強になり、それを通じて国家、社会に貢献されるということも私はけっこうだと思ひます。しかしそれはあくまで学問的なことでありまして、そのお地位から申しまして、政治的問題に関与されていかれるということは、どうも私どもとしては御賛成できないと思ひます。そういうことにつきまして私も殿下とお話を申し上げておることがございますけれども、しかし今お話しになりましたような皇族の籍を云々ということは、何も私は何ったことはございせん。いろいろ著書等も御発表になるよりであります。私といましては、もっと慎重な御態度を希望しておるところであります。

○受田委員 宮内庁長官、えらいかたにお考えですが、三笠宮は、紀元節の問題などについても、これは天皇一家の、皇室の私事であるという見解を表明され、これを国民の行事として取り上げることにしているの意見を持つておられるわけなんです。そういうことについて、これが政治的な見解であり、学者としての立場では行き過ぎたというふうな御注意を申し上げるということとは、これはどうかと思ひます。皇族の御発言は何事でもそれではできないということになる。純粋な御意見も述べられないということになる。それが多少でも述べられると、すぐどこかにひっかかるというふうな問題であれば、何事もこれは発言できないということになる。これこそ人権侵害もはなはだしいものになってくる。こういうことについて、もっと自由な気持ちで皇族としての立場を御自身が十分考えておられるのですから、もし皇族の立場をお考えにならないければ、もう皇族を離脱されることになるのですから、それは成年に達せられて、しかも良識を持たれたらうございまして、三笠宮の御行動に対して、一々御注意申し上げ、おしかり申し上げるということは、私は宮内庁長官としては行き過ぎだと思ひます。そうなりますと、皇族の身分に生まれた人は、そういう発言やすべての行動にわたって非常に不幸な立場になる。(「もちろんだよ」と呼ぶ者あり)そういうことこそ人権侵害なんです。私が今申し上げていることは、あらゆる面に不幸な立場に追い込むということではなくて、許される限度内の御自由を認めてあげ、新憲法の御自由を認めてあげ、この努力もしておらないで、すべてワクの中にはめ込んで、非常に窮屈な生活をさせていくというふうなことは、お役人たちのとるべき道ではないと私は思つておる、そういうことを私は今指摘して、人権の尊重を可能な限りにおいて認める努力をしてあげるといふ、その配慮を希望しているわけなんです。これはもちろんと言われるかもしれませんが、皇族の身分にあり、あるいは天皇の御地位にある人は、あらゆる角度からその人間性の豊かな暮らしを押しえられるということになる。いかが

でしようか、こういう点について、高い立場から今後の皇室のあり方、皇族の立場というもののについての配慮をどうすべきかということについて、何かあなたは御考えになっていらっしゃることはないでしようか。

○宇佐美説明員 重ねてのお尋ねでございますけれども、一つの学問をせられましてある結論に達せられるということは、これはだれも押えることはできません。またそれを周囲の人に多少お漏らしになるというふうなことは、それもいけないとは思つておりません。しかしながらそのお考えが、言葉は悪いございしますが、左右いずれにしろ政治的な問題になり、皇室に非常に影響するといふようなことを国民が心配するときは、慎重な態度をとらるべきであるといふことは私は誤まりないと思ひます。

○受田委員 左右いずれにせよ、それが政治的な方向へ行つたとおっしゃつておられるのが、三笠宮御自身としてはそういう政治的な気持はみじんもないわけなんです。そういう問題を政治的にこじつける人々があり、それを悪意にとる人々がおられるわけなんです。この問題は、つまり三笠宮の言動に対しての影響力というものを、外部から不純に利用しようといふことになるわけなんです。あなたはむしろその外部を押え、宮の考えておられることは正しいのだ、学問の自由は尊重しなればならぬという立場で、特に政府と党の諸君などに厳重に御注意される方が、むしろ筋が通ると思ひます。

もう一つ、皇室典範の規定の中で、退位の問題にも触れてきたのですが、天皇が崩せられたあとへ新しい天皇が即位されることによつて元号が変わるわけなんです。その元号がどういふふうに変るかというところは法律では規定してない。これはも御退位が実現され、あるいは天皇がなくなられたという場合に、どういふ規定が用意がされておるのか、法制局長官から一つ伺ひます。

○林(修)政府委員 御承知の通りに、これも旧皇室典範には規定があつたと思ひます。それが新しい皇室典範を規定するときには、皇室典範のきめる事項ではなからうといふことでは残つておるわけでありまして、そこで残つておりますものは多少問題がございまして、明治初年の行政官布告というものがあつたわけでありまして、しかしいづれにいたしましても元号の問題は、確かに天皇の御退位あるいは天皇がおなくなりになつたあとの新しい天皇の即位という問題と相関連する問題でございまして、これは今の憲法のもとにおいて、そういう新しい元号を立てるということは、私はやはり法律で定めるべき事項だらうと思つております。これはかつて新憲法施行当時、そういうふうな法案も予定されたこともあつたやうでございまして、当時の占領軍政策の事情でもつてこれは消えております。その後御承知かと思ひますが、当時の参議院の文教委員会において、いわゆる西暦紀元を採用したかどうかといふことも御議論になつたこととございまして、そういうふうなこともございしますが、いろいろな事情を考えると、これは將來のこととございまして、元号制をどう立ていくかといふことについては、法律をもつてきめるべき問題である。かように考えまして、一応そういうことは私も考えなくはならないといふふうに思つております。

○受田委員 元号の問題を考えなければならぬという御意見のようでございしますが、これは西暦を用いるとか、いろいろなことがあるにしても、日本の立場からの特別な規定を設けておくということは大事なことでと思つております。大へんおそれ多い話ですが、天皇がいなくなつても、ちゃんとした用意をされておくということが必要だと思ひます。

あと二人御質問があるので、最後に一言お尋ねしておきますが、今度の御結婚につきまして、天皇の国事事項としての御結婚の儀式と、天皇の御一家あるいは皇太子御自身の個人的な御儀式といふものがある。こういう国事の儀式あるいは個人の儀式といふものの境界線は、一体宮内庁としてはどういふ形でおとりになつておられるのか。もちろん国事に伴う費用といふものは当然国会の承認で出されるものでありますけれども、国会の承認を要しなくても済む支出の面もありませんか。そういう境界線をはつきりしておいていただきたい。今回の御儀式の中で国事として取り扱える儀式と、皇室の私事として取り扱える儀式の分別をちよつとお聞かせ願ひたい。

○宇佐美説明員 今回の御結婚に關しまして、御婚約、いわゆる御結婚のこゝから式の終わりますまでのいろいろの計画、すでに済みましたものもございしますが、今後進められるものも研究中でございまして、こまかい点を今検討中でございまして、大綱につきましては、過日の閣議の決定におきまして、

当日行われます結婚の儀と朝見の儀、それから引き続き行われます祝宴の儀が、国の儀式として行われるというところが正式に決定になったわけでございます。そのほかの儀式につきましては、実は旧来の諸規定をもとにいたしまして、なるべく簡素に行う、あるいは時代に即するようにするという趣旨のもとに整備をいたしているわけでありまして、いろいろございます中では、特に国の儀式として考えましたものは、今申しました三つでありまして、結婚の儀といふのは、これはあくまで両陛下が誓い合はれるという結婚の中心をなすものであります。朝見の儀と申しますのは、両陛下に両陛下が正式に会われてあいさつをされるという意味のものでございまして、これは前回の立太子礼、成年式礼の際にも国の儀式として行なつたので、その例に従つたわけでありまして、最後の祝宴と申しますのは、天皇陛下が内外の人に御披露をなさるといふ公的なものとして、これを国の儀式の一つに入れたわけでありまして、その他お内輪でなさいますもの、あるいは皇室の御例によつて神宮その他に参拝されるというものは、一切内輪のこととしていたしたわけでありまして、

○内海委員長 高瀬傳君。

○高瀬委員 実は赤城官房長官においでをお願いしたいと申し上げてあつたのですが、それはどうでしょうか。

○内海委員長 赤城さんは参議院の本会議に行つておられます……

○高瀬委員 実は私は皇室会議のあり方について私の所見も述べ、あるいは内閣あるいは宮内庁の意向も伺いたい、こういうことであるのであります。

す。特に今回の皇太子殿下の結婚に關しまして、皇室會議のあり方について一言お伺いしたい。そして私の所見も述べたい、こういうのであります。もちろん前提条件として、私は皇太子妃が今回ご結婚なさつて、御成婚があるというところから、その御成婚が一人であるから喜びを申し上げておる一人でございますから、そういう点は誤解のないようにお願いしたい。

私は皇室のあり方というものについて、平井君など意見が違ふかも知れませんが、敗戦直後陛下もおつしやつたように記憶しておるのであります。御承知のように私から申し上げるまでもなくイギリスは今日存在しておるところの君主制の國家の典型的、代表的のものであると言つてもいいのであります。皇室と國民とが真に一体になつておるといふことは事實のようであります。従つて敗戦後、日本が民主主義の國家として再出発した際に、英國流の皇室のあり方、あるいは英國流の議會の運営のあり方、あるいは英國流の國民と皇室の關係、こういうものを陛下は理想にしておられたのではないかと、そういうふうに拝察される節があるのであります。しかし現在必ずしも皇室と國民とが一体になつておるとは私は思はない点もございまして、たとえば、これは言葉のあやでありますが、こんなことは理由にはならぬかもしれませんが、菊のカーテン、こういうような言葉をよく耳にいたします。従つて現在の皇室に対する

國民の感情というものは、今回の皇太子妃の選定に當りまして、端的にこれら点の現わしておる点がなきにしもあらず、一般の世論というものは非常にお祝いし、私もその一人でございますが、必ずしもそればかりではない。先ほど平井君も申し上げた通り、明記してあります通り、天皇は日本國民統合の象徴でありますから、皇室と國民とが密接なつながりを持つことは当然でございますし、天皇御自身ももちろんそういうふうにお考えになつておると私は拝察いたします。ところが現在の、特に今回の結婚で國民感情から多少離れているような印象がある。これは実は私はあの発表の形式とか、そういうものをかこれ言ふのではございませんが、實際のところ皇太子妃の選定に當りまして、宮内庁の宇佐美さん初め関係者は長い間大へん御苦勞になつたと思つております。この点私は敬意を表しておりますが、国会も何ら御結婚について知らされておりました。公式発表の十日前、つまり十一月十七日のニューズ・ウィークには事ごまかに、全部私は翻訳して持つておりますが、「皇太子の恋」という表題で詳細に報道されております。結局知らないのは國民だけだ。私はこういう問題があらましたときに、宮内庁に電話をかけまして、宇佐美さんは当時留守でありますが、私はそれを尋ねたのであります。電話に出た人は相当の方だと思ひましたが、全然知らないというお話でございました。それはいろいろ都合があつたかもしれませんが、現在結納もかわされた今日ならば、その辺のい

きさつを相当詳細に御報告を願つて、そうしてやはり国会の記録に残しておる必要がある。これはやはり一つの國事でございまして、その点はぜひとも――先ほど、いろいろうわさされておるような事實はないとか、断片的におつしやつたようでございますが、ニューズ・ウィークにいろいろなこと書いてあります。特にこれは恋愛といふ言葉を盛んに使つております。たとえば「二人は恋愛中だが、果して因襲に刃向つて結婚ができるだろうか、これが事情を知っている連中がもう何カ月も抱えている疑問である。」というように、それから「皇太子が正田美智子さんに初めて会つたのは軽井沢のテニス・コートである。それから、非常に反対があつたといふことも載つております。」「反対は大へんなものだ。一番驚いたのは米國の占領下に皇室を除く爵位を全廃された元の公爵、伯爵、子爵、男爵などであつた。天皇の義妹に當られる秩父宮妃のお母さんの松平信子前子爵夫人を先頭に、華族たちは皇族出の他の候補者を立てて運動したが、民主化がとうとう皇位にまで及んだことに一齊にろろはしいした。」こんなことが書いてあります。これはもちろん単なるニュースでありますから、私はその信憑性のいかんは知りませんが、特にあのとき宇佐美長官もおつしやつたと思つたのですが、あれは恋愛ではない、たとえば結婚は相互の合意のみによつて成立し、相互の協力によつて打ち立てなければならぬという憲法の条章そのものとは關係がない、普通の恋愛ではないのだといふことを非常に強調されたようでございます。従つてこういうような問題に

ついて、先ほど長官も非常にいい機会を与えてもらつて感謝すると言われましたが、私はやはり國家の一つの重大な國事でございまして、こういう点についても詳細に系統的にいきさつを説明されて、國會の記録に残しておく方がよからう、私はこういうふうに考へるので申し上げているようなわけでありまして、ここで一問一答をして宇佐見さんをどうこうしようといふのはございせん。

それから、特に私の念頭に浮びましたことは、皇室會議といふものはただ一度しか開かれていない。結局皇室會議を一度開きまして、決定をやつたのは既成事實をただ承認しただけ、権限前副議長などに聞きますと、その日に正田家の家系その他いろいろ書類を渡されて、それにただ無言で賛成しただけだといふふうにも聞いておるのであります。皇室會議などといふものは非常に形式的なものであつて、國民や國體と重大な關係にある皇太子妃を決定するといふことは、あまりにも非民主主義的なやり方じゃないか。皇室會議といふものは非常に形式的なものになつて、たつた一回、既成事實を承認するといふだけになつてしまつたのでは、皇室會議のあり方としては非常に危険じゃないか、こういうふうに思つたのであります。特にたとえば皇室典範の第三條を見ますと、世継ぎの方、皇嗣に重大な事故があるときは、皇室會議の議によつて皇位繼承の順序を変えることができる、こういうふうにして述べてあります。従つてこの皇室會議を開くのは、議長であるところの總理大臣ではありますけれども、形式的に

は宮内庁がイニシアチブをとることに
なりますから、これが非民主主義的に
運営されるということになりますと、
非常に重大な結果を及ぼすと思うので
あります。従ってこれは宮内庁だけを
責めるわけには参りません。政府の重
大なる責任でもあると思いますが、一
体こういふような点で、ただ既成事実
だけを皇室会議に形式的にかけて、
たつた一回だけの会議であらう重大
な国事をきめるということが果してい
いのかどうか、その点が非常に私は重
大だ、こう思うのであります。

それからもう一つ、こういうような
問題について、これは例は違いますが
れども、イギリスなどの例をとってみ
ますと、たゞたびたび非公式の閣僚会
議を開いておられます。たとえば私はこ
にノーマン・バリメインの書いた「ザ・
ストリー・オブ・ピーター・タウン
ゼント」という本を持ってあります
が、これによりますと、あのプリンセ
ス・マーガレットがタウンゼントと婚
約するときに、非常に衆人環視の中で
国民が納得するような状態であらう問
題を解決したようであります。従って
その当時のサー・アンソニー・イーデ
ンはたゞたびたび閣僚会議を開き、ある
いはカンタベリー大僧正とも相談をし、
あるいは上院の枢密院議長とのソール
ベリー卿なども相談をして、慎重な
手続をとつてあのプリンセス・マーガ
レットの問題を解決した。私は当時ロ
ンドンにおりました。非常にその点の
合理的な国民と密着したやり方につ
いて、敬意を表して帰ってきた一人な
のであります。従ってそれと比較して、
この皇太子妃のきめ方が一回の皇室会
議で済む。しかも私は、きょう内閣

側からだれも出ておりませんが、この
皇室会議の構成自体についても非常に
疑問を持ってあります。両院の議長、
副議長が出ていますが、副議長という
のは議長が事故あるときにだけこれを
代理するものであつて、院を代表して
出るとすれば議長だけでいい、こうい
うような点も私の聞きたい点でござい
ますが、答弁する人がおりません。

そこで私は、この皇室会議の構成に
ついて疑問があるし、あつて皇位
継承をきめるような重大な皇室会議と
いうものはもつとたびたび開くなり、
あるいは内閣と連絡するなり、そうい
うふうにして国民が納得するような状
態であつた御結婚をきめていただいた
らなおよかつたのじゃないか、こう思
いますが、これらに対する宮内庁の見
解、それから内閣の見解、それから宮
内庁は内閣などというふうな折衝
をされたか、小泉という人は皇太子殿
下の先生でありまふけれども、大
体田島、小泉などという方だけがイニ
シアチブをとつて、きまつたものを給
理大臣に報告し、総理大臣はただ正田
美智子さんの信仰の問題だけをお聞き
になつたというふうにしかわれれば
受け取れない。その前にたびたび閣
僚会議を開くなり、あるいは皇室会議
を開くなり、こういうふうにして念に
念を入れてきまつたものならば私は
非常にけつこうだと思ふのですが、わ
れわれ国民はその点は全然知らされて
ない。知らないのは国民だけだといふ
結果になつたわけでありまふ。十一月
十七日のニュースでこういふことも
ちゃんと出てゐるわけでありまふ。そ
れで私は電話をかけた。

しかも十二月六日号の「エコノミ
スト」に日本の皇室と題して、宮内庁の
役人の各位には非常に痛いことを書い
てあるのではありません。これは読むと
なはだ妙なことになるが、一応読
んでみましょう。「古くからの皇室の
伝統のうち、残つてゐるものは天皇一
家が守つてゐるよりも、むしろ皇室の
役人が守つてゐるという方が悪い。

宮内庁の役人の数は一万人から千人
に激減したが、依然強力である。彼ら
は野心を持たず、別に悪い人間ではな
いが、強い義務感に縛られる傾向があ
るので、時代に取り残されがちである。
彼らは海外のセンスがないので、他の
官庁のより進歩的な役人たちからきら
われ、一般国民から反感の目で見られ
てゐる。これは非常に私のお腹の毒で
ありますが、これはたゞ書いてあるので、私の意見で
はございせんから……」皇太子の
婚約発表の際、発行部数の多い日刊紙
「読売」は十一月二十八日の社説で辛ら
つに論じてゐる。「天皇を独占するこ
とによつて特権を維持しようとする暗
い勢力が、かたくなに民衆への接近を
妨げてゐたのである。皇太子の婚約
は、これらの人たちの態度に対して、痛
烈な反省のむちを与へたものと云つて
よい。」以上の言葉は、正しいと思つて
いることをやつてきただけの役人たち
にとつて、やや点が辛いかもしれな
い。だが、大抵の日本人は、宮内庁
の官僚が皇太子に、一般民間人と決し
て結婚させないと思つてゐるが、今で
は皇太子みづからがこれら官僚に分を
知らしめることによつてのみ、自分の
望みを貫徹したと信じ、皇太子の勇気
ある行為に対して、熱烈な拍手を送つて
いることは事実だ。」といふのでありま

す。非常に長くかかりましたが、こう
いう批評もあるのでございすから、
私は宮内庁の、特に皇室会議なんか
に対するやり方に対して反省を促した
い、こういうことでございす。

それから先ほど三笠宮の問題で受田
君からお話がありました。私は少く
とも皇族方というものは政治的にもあ
らゆる点で中立性を持つて、インパ
シャルでなければいけないと思ふので
す。特に選挙権もない、被選挙権も行
使されない、こういう地位にあるので
ありますから、やはり政治的な影響の
あることは発言されない方がいいと思
ふのであります。そういう点で宇佐美
長官が率直に三笠宮におつちやつたこ
とは私は正しいと考へておられます。
従つて今後三笠宮殿下の学問のいろ
いろ結論とかなんとかを、そういう
うな中立の立場にある特殊な皇族方
は、ぜひとも積極的の発表されないこ
とを望む一人でございす。

自分の意見だけを長々と述べました
が、これらについて実は内閣並びに宮
内庁の意見を拝聴したい。特に私は宇
佐美さんを責めるよりも、国家組織法
によりまして、宮内庁は内閣の一つ
の庁になつてゐるのでありますから、
内閣委員会としては赤城官房長官の臨
席を願つて、この点の所見をはつきり
と聞く必要があると確信いたしてお
るのであります。どういふわけか来な
い、それでは答弁を得ることもできま
せんが、宇佐美さんに一つ所見をお伺
いしたい。

○宇佐美説明員 きわめて多岐にわ
たつての御質問でございす。今回の
御結婚に對しましては、もう数年前か
ら、私が長官になる前からいろいろな
準備が始まつておつた、調査があつた
わけでありまふ。もちろんその調査に
つきましては先ほどもちよつと申し上げ
ましたように、これは御両親陛下とし
ても御心配になることであり、皇太
子様自身のお考えといふこともござい
まして、十分お考えも伺ひながら方針
を立てて参つたわけでありまふ。もと
より御選挙の基準と申しますものは、
これは皇太子様の妃殿下にふさわしい
方といふことで、御健康にしろ何にし
る最上級、お尋ねがあればそう申し上
げるよりほかないわけでありまふ。
しかし現実の場合にはそういったすべ
て万全を備へるということとはなかなか
困難でございす。ただ国会において
も各報道が漸次現われつつありまふ
て、ほとんど毎国会ごとに宮内庁の考
えの御質問がございまして、それにつ
きましてはお尋ねに従つて、われわれ
は考へるところを率直に申し上げて
参つたつもりでございす。その当初
の考へは国会でもお答え申し上げたと
思ひますが、そのいふ諸要件がすぐ
れた方であられるのはもちろんでござ
いすけれども、その御選挙の範囲と
いふものについてもお尋ねがあつたわ
けでございす。御承知の通り前の皇
室典範におきましては、皇族の結婚は
皇族または華族に限るという規定が
ございまして、それが新しい憲法に従
つてきつた新しい皇室典範におきま
しては、憲法の精神によつて、華族制
度はもちろん貴族の制度といふものが
廃止されたのでございす。従つて、
皇族男子の御結婚につきましては、何
ら法制的には制限はございせんけれ
ども、やはり皇室自体が長い歴史を
持つたお家でありまふし、旧来の範

困から選考が始まるというのが、むしろ常識的であるということをわれわれも考えておたのでありますが、しかしそういつたときにも、ときによって、その範囲外に出ることもあり得る。御質問の中にも、全国民を対象にして選べというようにもしなれば、何うたわけでありませう。われわれとしては、そういうようなことでお答えしたと記憶するのであります。実際の選考に当りますと、やはり終戦後の各家庭生活の変化でございませうか、あるいは優生学的な見地からの制限でありますとか、いろいろな点でなかなかむずかしい問題に逢着いたしました。従つて、第一段の方針から一歩出るといふことにつきましても、実に時間をかけて慎重に考えたわけでございます。単純に考えたわけではなかつたのであります。しかし実際問題といたしまして、一般と申しまして、どこでもよいというわけではございませう。やはり日本の良識のあるりっぱな家庭といふことを考えなければなりません。このうちからまた候補を選ぶといふことにつきましては、相当苦心をいたしたわけでありませう。だんだんそれをしほつて参りまして、何人かの候補をあげ、殿下にもよく御説明をして、私どもの申し上げることと殿下の御決心も合致いたしまして、ことしになりましてようやく進行するようになったわけでありませう。その間私どもといたしましては、前内閣あるいは現内閣におきまして、総理大臣にはそういう大きな根本の方針の変更等についても説明申し上げて参つたのであります。

皇室会議を開きますことは、先ほど仰せになりました通りに、議長たる内閣総理大臣の招集でございませう。もちろん一國の官吏としての立場、議長としての立場から、私どももいたしましては、過去においても十分な御連絡と御意見を伺うということには意を配つて参つたつもりでございませう。そういうことで皇室会議が開かれたわけでございます。実際先ほどお述べになりました通り、皇室会議を開くにつきましても、実は皇室会議が設置せられてから第二回の例であります。第一回は御承知の通りに、新憲法の実施の当時に多くの皇族が下られまして、そのときが一回で、第二回であります。私といたしましてはこの取扱ひについては、内々皇室会議の委員であられる方の御意見も聞きながらやつたつもりであります。会議が開かれまして、できるだけ経過と資料を申し上げ、私といたしましては、世上でいわれますいろいろな不安と申し上げ、心配といふことも率直に申し上げます。御説明をしたわけでありませう。その結果、満場一致でおきめをいただいたのであります。ただ今回の問題を離れて、将来のことを考えます際に、先ほど摂政の場合の例をお引きになりましたが、要するに結婚の場合におきましては、あくまで憲法の原則と申しますが、これは新しい憲法ばかりでなく、従前から、これは人間の本質であらうと思ひますが、結婚される方の合意がなければならぬわけでございます。事前にいろいろなものを多くの人が公式に論議をして、これを配合するといふものではなからうと思つております。皇室会議におきまします皇族男子の

御結婚、将来も起るのでございませうが、これはやはり両性、両方の合意といふものがなければ、皇室会議の議にはならないのではないかと、いふふうに思ひます。こういった選考の経過といふものを国民に周知させてやるということ、その事柄の性質上、私は避けねばならないことだと考えております。その間においていろいろな派生的な問題が起りますし、人権の問題にも及ぶことであらうと思ひます。ただ皇室会議に慎重に審議を願うという意味から申しまして、私も今の皇室会議があるままでいいかどうかといふことは、実は今回当りまして、いささか考えたこととございませう。今回の現実のことを申すのではなく、全体を進める上において、たとえば御結婚会のような重大なことを進めます際に、今の制度のままではいかうかといふことは多少私も考えました。まだこうしたらいいのではないかといふ結論はここで申し上げかねますけれども、単に御結婚のことばかりでなく、摂政の選定等いろいろ重大なことを議する制度でございませうから、慎重に検討しなければなりません。私も正直に申し上げて、多少当時は考えて、幾らか申したこともございませう。そういうような点から考へますと、皇室制につきましても、御発言のようになつてしまつたのかもしれません。どういふふうにしたらば、ほんとうに事を運ぶに容易であつて、しかも慎重な審議を尽くせるかといふ行き方について、将来検討すべきものであらう、こう考えます。申し落したことがあるかと思ひますが、以上でございませう。

○高瀬委員 私に別にこれ以上伺うことはありませんが、実はさういふふうな重大な国事といふものは、やはり国会といふものは国民の代表といふか、国権の最高權威のところですから、こゝういふことはやはり内閣において公式に国会に報告があつてしかるべきものだと思ひます。それは宇佐美さんに申し上げてもなんでもありますが、私はその点を特に官房長官に念を押しておきたかつたのでありますが、おきませうから、委員長を通してこれをお願いいたします。委員長、いいですか。特にこゝういふ問題については、やはり公式に国会に内閣が報告する義務があると思ひます。そういうことを特に私は確かめたかつたのでありますが、おきませうから、委員長を通してお願いいたします。それから、特に皇室会議のあり方といふことについては、宇佐美長官もいろいろ考へておられるようでありませうから、内閣においても慎重に考える必要がある。うまくいったときはいいのですが、いろいろ事が紛糾した場合には、いふなり方、ほんとうの形式的な、イエスカノーカといふようなやり方では、非常に国民が安心しない。私はこゝういふ考へでございませうから、どうぞ御善処方を要望いたしまして終了します。

○内海委員長 柏正男君。
○柏委員 今までの各委員の御質問を聞きまして、私もいろいろと考へさせられる点がございませう。私は、国民の大多数は、自民党の委員さんの言われるような意味で皇太子の御成婚を考へてはいないのではないかと、もっと明る、朗らかな気持ちでこの御成婚を迎えておる、これが実態ではないかと感ずるものでございませう。それでなければ、これからの天皇制、これからの皇室といふものに對して、私どもは安心がでないといふように思ひます。そういう立場において私は、今度の皇太子の御成婚を契機として新しい皇室制度といふものが自然に生まれてくるのではないかと、さういふ感じをいたしておるものでございませう。さういふ観点から以下の質問をやつてみたいと思ひます。

今度の皇太子の御成婚は、皇太子御自身がどの程度に意識されておつたかはわかりませんが、古い封建的な皇室制度から、新しい時代に即した皇室制度に移つていこうといふようにお考へになつておられるのではないかと、さういふように私どもは感ずるものでございませう。すなわち従来の皇太子妃の選定方法と今度は、これが一変してしまつておる。皇太子みずから、今までは日本民族の上に立つ皇室といふより、日本民族の中に溶け込んでいく皇室といふような姿に變つていつてゐる。古い意味の皇室制度といふものは厳としてやはり中にはあるものでございませうが、それに挑戦するように今度の新しい御成婚がわいてきておる。これに私ども国民の大多数は明るい希望をつないでおるのではないかと、さういふように私は思ひます。しかしさういふ御成婚の問題をまた違つた意味で、何か皇室の尊嚴を傷つけるように考へておる人たちが、今までの質問の中に出ておりますので、むしろ私どもは意外に思つてゐるものでございませう。私どもは、戦後に民主主義的教育を受けられた皇太子が、封身をもつてこの時代の流れの中で、封

○宇佐美義説明員 このたびの皇太子様の御婚約が、国民の大多数に非常に明るい気持ちを手えておるといふ点は、各種の面から見て間違いないことだと私も考えております。しかし国の内外を通じて、こういう問題にそれぞれ立場から他の意見を持ち、あるいは

人間として宮中に入られるわけでございますから、それだけにいろいろと因襲のあるところにお入りになるので、心配もおありだろうと思ひます。國民もひとしくそのことを心配しております。普通の家庭でも家風の違ふところに参りますと心配でございますが、それ以上の心配を國民がひとしく持つておる。この御成婚がうまくいかないようなことでもあつたならば、その責任は一体どこに出てくるだろう。私も國民のひとしく願ふところは、この御成婚がやはりともにしらがの生えるまで、ほんとうに僧老同穴のりっぱな御生涯を送られますように、これを願つております。しかし宮中はなかなかむずかしいしきりもあるそうで、先ほどお話のありましたように、肉親の方にも会いに行けないというやうな、あるいはおいでにならないかつたというやうなことがあるというやうなことを聞くだけでも、胸のふさがるやうな思ひがいたします。そういう点から人間美智子さんが人間としての生活を、これからの生涯を宮中において平穩無事にお過ごしになれるように、皆様方、特に御配慮を願ひたいという気がいたします。その次に私の申し上げたいことは、従来とは異なつて民主主義の教育を受けた天皇の時代がくる。今までのやうな帝王學を身につけられた天皇ではなくして、民主主義を身につけて、ほんとうに人間天皇として初めから教育された方が天皇の地位につかれ、國民統合の象徴としておふるまいになるという、今までと違つた新しいケースができていく。その意味におきまして、決して帝王學が天皇に必要なのでなくして、良心至上主義に徹した、りっぱな

す。しかしそれに續く大正、昭和におきましては、明治天皇に求めた最上級のものを求めることは不可能であつたと思ひます。明治憲法のようなほんとうの天皇制のもとにおきましては、天皇の人間としての能力が問題になつておつたと思ひます。しかしながら新憲法におきましては、天皇はもうすでに最終の決定権者ではありません。その意味におきまして私は天皇が最終の決定権者でないそういう事態に即して、天皇が生物学をおやりになろうと、歴史学をおやりになろうと、それは天皇の自由であり、天皇もその意味において人間として十分にお好きな道をお進みになつてけっこうだと思ひます。しかしながら私どもは天皇が国の象徴であるといふ点から見まして、皇室の天皇はいつともつばな状態であるようにおしつかけを願ひたいと思つたのでございます。その意味からいいますと、先ほど受田委員からもお話ございましたが、現天皇におかせられては少しも身体的障害というようなものものごころはおありになるのではないかという懸念を私どもは感ずるのでございます。たとへば最近にごさいました開会式当日の天皇の御様子を見ましても、顔色はなはだすぐれられない、あるいは御歩行においてまた五十何才のお方にしましてはしつかりされていない、言語もあまりきちつとされていないというような点から見ますと、あるいは天皇御自身に身体的障害というようなものでもおありになるのではないかという懸念さえ持つものでございます。かりにもそういう事態でもございすものならば、皇室典範にも憲法にも規定されております摂政を置かれるということ

を、当然に宮内庁あるいは側近において何らかの形で考えを願うことが出てくるのではないかと感じがいいたします。そういう意味で今は一つの段階に於ける。先ほど天皇退位のお話もございましたが、退位はいろいろの面でも実現できないといいたしまして、摂政を置かれるということは、憲法においても皇室典範においても定められておることでございますから、その限度においてこの際皇太子の御成婚を一つの機会にして、摂政を置かれるということについて何らかお考え合せになったようなことがございいますかど、そういう点について伺いたいと思います。

○宇佐美説明員 皇太子殿下の明るい御結婚について、こういった気持を発展して明るい皇室、明るい国ということにつきましては、先ほど申し上げました通り私も今日がスタートで、この気持がほんとうに実りますように努めるべきものであると考えております。明治時代と現在におきましては、天皇の地位も変わって参り、明治、大正、昭和と比較いたしまして、そのときの国家の情勢、社会の情勢、そういった諸制度、あるいはおそれ多いこととございしますが、各天皇の御人格またそれぞれ御特徴があることと思ひます。常に同じ方ということはありません。いわけでございます。日本将来のためにこの新しい感じ、国民とともに進まれるというお気持ちを大いに今後発展すべきであるということにつきまして、私どももそういうことで努めて参りたいと思ひます。ただお述べになりました陛下の御健康につきましては、最近数年間おかげもおひきになったこと

ございませぬ。何ら御支障ございませぬ。従つてただいまお述べになりましたようなことは夢にも考えたことはございませぬ。

○柏委員 健康の点につきましては、おそばにおられる皆さんの方がいつもごらんになっておられるので、かえつてお気づきにならないのではないかと、そういうようなことさへ私どもは考えます。私どもはほんとうにときた天皇にお目にかかるわけでございますが、過去数年来の健康がお悪いのじゃないかという懸念を持つものでございします。そういう点は民間でございします。色、顔色が悪いよ、人間ドックにお入りなさいということが言えるのでございしますが、そういう精密検査というよりなことをおやりになったことがございしますか。

○宇佐美説明員 而陛下初め皇太子様、皆様方の御健康につきましては侍医が数名お入りして、常に拝診をいたしております。一切御心配ないことと存じます。

○柏委員 それではその点は私も安心いたしますが、次に憲法改正の問題と天皇制との関連につきまして、現在憲法調査会においては第三委員会が何かでもって、すでにこういう問題は取り上げられておると思つております。

○宇佐美説明員 憲法改正と皇室の問題とが結びついておられます。そういう状態ではございしますが、しかしながら

私どもが皇室の永遠の安泰という点を考えますと、現在皇太子御成婚において見られるような、すなわち皇室が今までの御のカーテンをはずして、国民と一緒に溶け込んでいくというふうな姿、また先ほどお話のございました三笠宮の紀元節反対の態度と申しますが、お話をいろいろの、かえつて国民には皇室を身近なものとして感じさせたい。ある一部の人は、皇族の身分でそういうことを言うのはけしからぬというように言われるかもしれませぬが、国民の大多数は、そうじゃない、なかなか三笠宮様は公平にものをお考えになつておる、皇室をして誤まらしめないようなもののお考えを持つておられるのだというように感じておるのじゃないかと私どもは考えるものでございします。そういうふうに、いろいろな意味合いから見まして、皇室が御のカーテンをみずからおはずしになつて、国民に溶け込んでいく状態にありたいだけに、この憲法改正の問題の中に天皇制が昔の姿になつて返つていくというふうなことは、かえつてひいきの引き倒しになつていくのではないかと、いうことを私どもはお考えます。そういう意味で、宮内庁としては、こういうことに對して積極的に、天皇制をどういうふうにするのか、あるいはまた將來においてもつと進んでいくというふうなものを、また皇室會議のようになつて、そういう問題をつけて考えてみるというふうなことがありませぬのかどうか、そういう点についてお話を承りたいと思ひます。

○宇佐美説明員 憲法改正と皇室というものの関係についてのお尋ねでございますが、現に政府では憲法調査会

を設置せられて調査の途中でございます。それはわが国としてきわめて大きな、全国民が関心を持つ政治的な問題でございます。特に皇室のお世話をいたしております宮内庁といたしまして、そういう問題についてたゞいま意見を申し上げることは適当ではないと私どもは考えております。ただ歴史というものは昔のまゝには返らぬ、そのまゝには返らぬといふことを私はいつも考えております。

○柏委員 では最後に、実は私は昨日あるところから印刷物を届けられたのですが、その中に非常に不敬なことが書いてありますので、ちよつとそれを御披露します。その中には、粉屋の娘が陛下と呼ばれるようになり、さらに陛下というように敬われるということ自体からして、皇室の尊厳がなくなる、国民の尊厳というものが薄くなる、ではないか、天皇制がそういう点から廃止されるのではないかと、いうようなことを書いた印刷物を受け取りました。そういう点を考えますと、私どもは全く反対の考えを持つておるものでございします。これは明らかに国粋主義の——昔国粋主義というものがございしましたが、そういう国粋主義という、あるいは右翼的といひますか、そういう非常に偏向したところでは、そういう考え方を持つておるということが考えられるのでございします。そういうことは、天皇を神格化しようという考えがあればこそ、今のような言葉が出るのでございまして、こういう考え方は、伊勢神宮を特殊化して、いこうとか、あるいは二月十一日の紀元節の復活をしようとかいうようなことに對する一連の連なりのある考え方であると

いわざるを得ないと思つております。こういうことは、一つの皇室への忠誠のように見受けられるのでございします。が、ほんとうはただひきの引き倒しになつていく。皇室の永遠の安泰のためには、皇太子妃の選定に見られますような民主的な皇太子の考え方の方向が、私は実に大事な方向ではないかと考えます。そういう意味におきまして、宮内庁におきましては歴史の進み方に歯車を合せて、新しい社会制度がどういうふうに変革をいたしまして、永遠に日本民族とともに繁榮していく皇室制度を確立する。単なる目の前に見えるものだけでなくして、永遠に日本民族とともに生きていく皇室制度というものについて深くお考えを願つて、国民の上に特殊な存在として作つていくという考え方よりも、もつと国民の中に溶け込んで、日本民族のほんとうの象徴として伸びていくというふうな一つお考え願ひ、新しい皇室制度もお考えいただくようお願いいたします。この質問を終りたいと思ひます。

○内海委員長 次に菊池義郎君。

○菊池委員 宮内庁長官にお尋ねいたしますが、この皇太子殿下の御成婚につきまして諸説ふんぶんとして、国民はいろいろの誤解を抱いておるものでございします。私は、皇太子が平民の娘をそのきざきとして選ばれたことを非常に喜んでおります。平民であらうが新平民であらうが、粉屋の娘であらうが何であらうが差つかない私は考へておるのであります。こういう点において、私は欣快にたえないと考へておりますが、その婚約の過程においていろいろの謀略、策略が行われておる

ということが、最近の週刊雑誌やその他の刷りものにおいて世間に流布され、これによって国民が非常な疑惑を抱いて、国民の頭は割り切れないような感じになっておるのであります。この際それが事実であるかいなかを長官から明確に発表されて、そうして流説の真偽を明らかにして下さるならば、国民は晴れやかな気持ちになり得ると思うのであります。私は、もう時間がございませんで、端的にせんじ詰めて要点々々だけ申し上げますから、長官も簡単にお答えを願いたい。

まず第一にお伺いしたいのは、この婚約の前に、美智子嬢は二十五人の見合いをしておられた。そして最後に波多野という青年と婚約、これを破棄して皇太子の方に振りかえたというようにことが流布されております。週刊雑誌に出ておりますが、これは事実でありましょうかどうか。

○宇佐美説明員 非常にりっぱな方で、従前にもいろいろ結婚のお申し込みがあったように伺いますけれども、お尋ねのようなことは全く聞いたこともございせん。

○菊池委員 片一方にそういう婚約がありながら、これを破棄して婚約をするということは、世俗、人情に反し、道義をじゅうりんし、将来の国民の象徴たるべき人を作り上げるにはふさわしいことではないと思うのでございませう。そういう婚約者があるかどうか、その点をお伺いしたい。波多野という青年です。

○宇佐美説明員 全くないものと考えます。

○菊池委員 もう一つ重大なことは、この婚約を運ばれた方々、運動に当られ

た方々が全部カトリック教徒である。前の田島長官もカトリック教徒であり、それから宇佐美長官もカトリック教徒であり、小泉信三氏もカトリック教徒であり、それからしゅうとになられる正田英三郎氏もカトリック教徒である。それから最高裁判所長官の田中耕太郎氏もカトリック教徒である。カトリック教徒の一連のからくりによつてこの婚約が運ばれたという説が流布されておるが、これはいかがであるか、承わりたい。

○宇佐美説明員 関係なさった方々がどういふ宗教であるかということは、私調べたことはございせんので、責任を持ってお答えいたしかねますが、私がカトリック教徒であるなどということはとんでもない間違ひであります。ただ出身せられた聖心学院というのはカトリック系の学校であります。御本人は洗礼を受けておられない。あるいはカトリックが将来皇室に対して何らかの影響を持たないかという心配をせられた方々が世上あるということは聞いたことがございませう。しかし、もちろん美智子さんは洗礼を受けておられますし、学校当局においても非常に慎重な態度をとっておられます。この問題に対しては何ら御心配はないと考えるのでございませう。従つて、過去においてこの問題についてカトリック系の陰謀があったなどということは全然根拠がございせん。

○菊池委員 もう一つ、この御結婚の話について、天皇皇后両陛下を初め皇族の方々がみな反対されたという説が流布されております。皇室会議が終りまして、その報告を宇佐美長官から天皇陛下に申し上げると、天皇陛下は怒

られたお顔で、ふんまんやる方ないお顔で一言も発せられなかったというようになことも流布されておりますが、これはいかがでありますか。

○宇佐美説明員 今回の御結婚につきまして、御両陛下下であります両陛下その他皆様の御反対があつて、進め得られるものではございせん。ましてやただいま申されたようなデマは、取るに足らぬものと私は思います。

○菊池委員 さらに、皇室会議が開かれたのは十一月二十七日でございませうが、その前十一月二十四日に、宮内庁は公電をもつて館林に通知してあります。こういうことは、皇室会議を無視し、皇室典範を無視し、国民を愚弄するものではないかと思つておられるのでありますが、この点はいかがでありますか。

○宇佐美説明員 皇室会議の前に館林に電報を打つたなどということは、思ひもよらぬことであります。ましてや館林に宮内庁がどうして電報を打つか、了解に苦しむところであります。

○菊池委員 別の問題に移りますが、東宮御所の造営であります。われわれは、赤坂離宮がありますので、国会図書館がドイツ大使館の跡に建ちますと、そこへ国会図書館を移して、東宮殿下が移られるものと考えておりました。ところが、もうその国会図書館の引越しまでそう長くもないのに東宮御所を建てるということは、費用は少いといひましたし、国民に与える影響がいかにもおもしろくないと思つております。それで、こういうことについては長官から天皇陛下にも進言し、東宮御所の造営は見合せて、御所

ができてから赤坂離宮に引越されてはどうかというくらいのことはおつしやられてもよかつたのじやないかと思ひますが、この点はいかがでございませうか。

○宇佐美説明員 御質問の趣旨は、皇居の建設と皇太子殿下の御所の関係でございませうか。赤坂離宮でございませうか。

○菊池委員 東宮御所です。

○宇佐美説明員 赤坂離宮が国会図書館に移管されて、今国会図書館の所管になっておるわけでございます。それがあつたのに東宮御所を作るのはおかしいじやないかという御質問のようには伺ひましたが……

○菊池委員 引越しまでしんぼうせられてはどうかということですか。

○宇佐美説明員 国会図書館がいつ新しいところに移られて、あとどうなるかということはまだきまつておらないことでございます。しかも一方皇太子様の御殿というのは、お一人でも非常に狭いのでありまして、御結婚を控へましてどうしても早く建設しなければならぬという事情に迫られてお願ひいたしましたわけでありませう。あるいは世上説をなして、皇居がでけないのに東宮様の御所を作るのは早いのではないかといふ説を聞いたこともございませうけれども、しかし実際の必要に迫られていたことではございませう。御了承をいただきたいと思ひます。もう一つは、今国会図書館の入つております赤坂離宮は、住居としてはどうしていいにくいところではございませう。これだけは申し上げておきたいと思ひます。

○菊池委員 そうすると、赤坂離宮ががらあき状態になつたときには何に使ふのですか。

○宇佐美説明員 現在国会図書館の所管でございまして、その後につきましてはどう措置されるか、まだはつきり決定はいたしておりません。しかしながらあられた国会図書館に移管いたしましたときに、皇室経済会議にかけておるわけでございますが、そのときの議事録を見ますと、希望としては、国会図書館が不要になりましたときは皇室の用に供するようにしてもらいたいという希望は出ておる。しかしそのあとのことはまだはつきりきまつておるわけではございせん。

○菊池委員 そうしますと、東宮御所を今度新築するということは、要するに結婚のためにというだけでございませうか。

○宇佐美説明員 現在お一人だけで外交団にお会いになりますとか、そのことでも困つております。また御結婚になりますればいよいよそれが激しくなるわけではございませう。そういう全般的の考慮からいたしたわけではございませう。

○菊池委員 国民の中には、家なくして困つております数百万の同胞がありまうことですが、そのくらいなら皇居を利用することもできようし、今の仮御所を利用することもできまうし、皇居に限つてはそういう融通がきかぬものでございませうか。

○宇佐美説明員 皇居の中の諸建物もきわめて狭隘でございませう。またさういうわけで彼此融通すると申しまして簡単でございせん。お述べになりましたように、国民の生活を重視しますならば、いろいろ問題もございませう。

しより。しかし私どももいたしましては、昨年来国会の慎重な御審議を経て予算をいただいておりますのでござい

ます。
○菊池委員 閣下から七千万円の工事を一千万円で受けるという好意的に言っている。ああいう話は喜んで受けるべきではないかと思ひますが、いかがでござい

ます。向うはせつかく寄付しようと言つておるのに……
○宇佐美説明員 東宮御所の建設につ

きまして、御審議になりました通りに、宮内庁の予算に上つて、それを建設省に全部委託してござい。建設省が入れその他を進めておられることと

ござい。この間の問題につきましては、そういう申し出をせられた方の純粋なお気持ちをわれわれはもちろん疑いたくはございません。そういう意味で申すわけはございせんが、そういう

国民の上に立つておられる皇太子様、皇族、皇室の方々としては、一人の方の恩恵を多く受けるという

ことはできない。これは憲法のいろいろな条章から見てもはつきり出ていることだと思ひます。

○菊池委員 最近皇居の移転論が盛んに行われて、読売新聞あたりで取り上げて議論まで起しておりますが、私は

歐洲あたりの宮城を見て、日本の皇居は世界の名城であると考えております。イタリアのローマ城、シナの北京城、エジプトのカイロ城を見ましたが、

外観の美において日本の宮城に及ぶものはない。あそこから皇居を取りのけたら、世界の使臣は楽しみに来るのでありますから、彼らは失望するだらうと思ひます。宮城の上空の空気が悪い

れなら下町のあんな空気の悪いところに住んでおる何百万の住民は、死んでもいいの

のかということになるのであります。長官は皇居移転論についてどうお考えになりますか。また陛下はこれについてどういうお考えを持

ておられますか。それを伺ひたい。
○宇佐美説明員 皇居は戦災によつて焼失いたしまして、その後事務所の一部を使つて今日に至られたわけであり

ます。講和条約がございましてから諸外国からの使臣もふえまして、国賓その他来訪者も非常に多く、国の力の充実

とともにそういう行事も非常に多くなつております。前々から国民の中におきまして、早く皇居を作るべきではないかというものが盛んにわれわれの耳にも入つて来るわけにござい。しかし陛下の御前までの御気持ちと申しますのは、戦後の国民の生活上の困苦をしのがれまして、常に先憂後樂というお気持ちから、今までこういう問題について触れることを私どもにはお許しにならなかつたのが事実でござい。しかしいづれかはこれは建てな

ければならないという問題が起つて参るわけにござい。われわれとしてもいろいろ調査をいたしておつたわけであり

ます。しかしその過程におきまして、皇居の位置その他についていろいろ意見が昔からござい。最近起つたわけはございせん。新しく皇居を作るといふとすれば、その位置とかあるいは今までは熱烈に出

ております。国民が献金をしたという各地における希望、その他建築のやり方につきましてもいろいろいろいろな意見を申されます。ほんとうに国民の皇居として考えるということにお

きましては、単に宮内庁だけで事務的に結論をつけてしまふということとは適当でないというので、今回皇居造営審議会を作り、広く御意見も聞いて、その上で慎重に進めたいというふう

に考えておるものであります。ただ私どもはこの問題を解決するについては、宮殿あるいはお住居、あるいはまた陛下の御日常の模様でありますとか、世間でいわれます各種の条件を考え、しかも単に理想論でなく、日本の経済にも合う点を考えなければならぬといふふうにお考えをしております。私どもは今の皇居は一つも手をつけてはいけな

い。そういう意味におきまして、これは将来のために慎重に考えなければならぬ問題でありまして、単純な開放論という問題については、私は直ちに賛成いたしかねる次第でござい

ます。
○菊池委員 つまり開放ということでは、あの宮城から皇居を移転することと

ござい。あつたが、あの宮城から皇居を別のところに移転するというにつ

いて、長官はどうお考えになりますか。これをお伺ひしているのです。現在の宮城内に皇居を置いた方がいとお考

えになりますか。ほかのどこかに移転した方がいとお考えになりますか。陛下はこれについてどういうお考えを持っておりますか。その点をお伺ひしたいと思ひます。
○宇佐美説明員 私どもの今までの事務的な調査では、諸種の条件から見て宮城内に作るということではいろいろ資料を集めつつござい。しかし今お尋ねのありました陛下がどうお考えになつてゐるかは、審議会を作らうと

ういう認識は全然持っておりません。特に陛下や皇太子様が生物学ばかりというふうなことは、全く根拠のないこととでございます。現に外交問題については、毎週のように外務省の専門家に聞いておられます。経済問題についても、時々その道の人を呼んで聞いておられますし、皇太子様も御勉強になつておられます。皇太子様も今後だんだん学校を出られまして、そういう政治、社会、あらゆる問題についての御認識を深めていただく方針のもとに現に進めつつございます。御安心をいただきます。

○菊池委員 それから天皇という名称でございますが、外国語に訳しようがないので、ヘン・エンペラーというふうな訳はない。天皇という実に古めかしい、いかにも新興宗教のような名前、われわれは聞き苦しいのであります。何とかこれを改めて、日露戦争当時には、宣戦の詔勅にも、大日本帝國皇帝となつていました。皇帝とか大帝というふうに現代語に改めてはどうかと思ひますが、そういうことについて長官に何か構想はございせんか。

○宇佐美説明員 天皇ということにつきましては、御発言であります。長い歴史と、現代の憲法、日本国民の大多数の感情から、そういうことは、私はないものと考えておるのでございませう。

○菊池委員 さらに宮内庁の機構であります。一万人から現在は一万人近くに減らされているけれども、世界の宮廷を見ても、千人もの吏員を擁している宮廷はどこにもない。日本がこういう貧弱な国家でもって、千人近く

の吏員を擁しておるといふことは、いかにも不均衡であると思ひのであります。これを敗戦の今日において、また陛下も今までの大権を失われた今日におきましては、そうたくさんの方の吏員は必要はないと思ひます。これは三分の一でも、あるいは五分の一でも私は間に合うのではないと思ひますが、これを大々的に削減して、三分の一ぐらいに減らす、そういうことをお考えはございませんでしようか。

○宇佐美説明員 宮内庁の陣容につきましては、今仰せになりましたが、終戦当時においては約六千二百名でございました。現在千人以下でござい

ます。もつとも六千といううちには、農林省に移管いたしました皇室林野局、それからただいまの国立博物館、学習院等、仕事とともに移つたものを除きまして、当時の三分の一でございす。終戦後十回以上わたつて徹底的に一人々々の仕事の内容を見て、減らしてきたわけでありす。しかもわれわれといたしましては、中の配置転換につきましても、急不急を見ながら極力増員を避けていたしておるわけでありす。われわれとしましては、終戦後とあまり変らないいろいろな諸施設を擁して、三分の一以下の人で全力をあげてやつておる状況でございます。

外国との比較もございましたが、イギリスの王室等につきましても、幾ら向うへ行つて調べてもなかなか実情はわかりません。しかし最近統計年鑑等を見ましても、課長ぐらいの幹部だけでも四百人、その下は幾らいるかわからないのであります。そういうふうなことで、教というものは全国に散つて御陵七百八十方所の管理まで含んでのことでは

あります。私どもは現在の状況が多過ぎるというところは現在考えておりません。しかし将来事務の必要によつて、たとえは外国関係が非常にふえつつございすけれども、増員もいたしてございせん。それは中のやり繰りをしてやつておるような実情でございます。

○菊池委員 千人というところは外務省とは匹敵しているのではありませんか、外務省に匹敵するぐらいの人員を擁するといふことは、今の宮内庁としてはあまりにも多過ぎると思ひます。この点一つ御工夫を願ひまして、私の質問は終了す。

○内海委員長 高橋一君。

○高橋(順)委員 もう時間もだいぶおそいようですし、あともう一人いらつしやいますから、簡単に今日の委員会でお出された問題に関連して、長官に二、三伺ひをいたしておきたいと思ひます。

私は宮内庁に対して非常な理解者といひます。同情者といひますか、そのお立場を理解して、ほんとうにお気の毒だ、かような感情がわいてくるのであります。と申しますのは、昭和二十年、敗戦後占領政治の時代、これは日本の天皇制に対するいわば革命期といひます。国民の天皇制に対する考え方が非常に動揺をした時代でありす。ところが独立いたしました今日において、一部には天皇制を否認するやうな考え方の人もありましよう。それからまた一部には、今の憲法の表現しておる天皇が日本国の象徴である、日本国民統合の象徴であるといふ、そういう言葉をもちつたものでは、まだいふゆる天皇制に対しての表現としては

不徹底であるといつたやうな考え方の人もあります。私どもは現在の状況が多過ぎるというところは現在考えておりません。しかし将来事務の必要によつて、たとえは外国関係が非常にふえつつございすけれども、増員もいたしてございせん。それは中のやり繰りをしてやつておるような実情でございます。

そこで、それに関連いたしましてお尋ねをいたしますが、天皇、摂政については、憲法に憲法擁護の義務を明らかに規定してゐるのであります。御承知の通り第九十九条に、「天皇又は摂政云々は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」というふうに規定してあります。ところが、私は天皇御自身は、天皇制を擁護していかうといふことに対しての国家的な大きな責任をやりお持ちになつておるやうに思われるのであります。ところが一般の皇族の方は、一体どういふやうな御関係にあるのか。お尋ねいたしますのは、国民全体が憲法を尊重し、憲法の認めている天皇制を守らなければならぬ責任があると思ひますが、皇族の方々は、いふゆる普通国民と同じやうな意味においてあるか、あるいはまた天皇と格別御関係の深い方々であるから、天皇に準じての立場において天皇制を擁護していく責任をお持ちになつてゐるのであるかどうか、その点についてのお考えがございましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宇佐美説明員 皇族のお立場の御質問でございますが、現在の皇室典範におきまして皇位継承権の義務をになう方、皇室として法律的にも、その経済的な面においても、いろいろな規定があるわけでありす。それはあくまで皇位継承権者としての責務であらうと思ひます。それだけに国家的な配慮がなされておる。従つてそういうお立場でございすから、よけい中立な立場におられて、それぞれの立場において国のためにお尽くしになるということであらうと思ひます。昔の規定によりまして、天皇は皇族を監督するといふやうな規定もございました。今はございせん。またその経済の立て方の問題、あるいはそこに動きます職員の問題にいたしましても、あの規定のどきまにいたつたのがまだ占領下の時代でございまして、占領軍の方のいろいろな意向も相当多く入つてきたのではないかと想像されます。今から見ますと、いろいろ実情に合わないやうな点もあらうかと思ひますが、そういう点のほはだしいところは多少訂正を国会でお願いしたこともございす。そういうやうな意味で、皇族という方が、やはり天皇の御一族と申しますか、そういうお立場から今申し上げましたやうなふうな、りっぱな行動をしていただくやうにわれわれは念願をするわけでございます。

○高橋(順)委員 今長官のお話のありましたやうに、やはり皇族は一般国民とは異なつた立場において、天皇制を擁護していくという責任があると私は思つておるものであります。そういうことになりますと、その責任を果されるために、やはり教育の問題も起つてく

と思つてあります。学校教育、それから世間でいうその他の社会教育と言つてはちよつと表現が正しくないかもしれませんが、学校教育以外の教育によつて、その線に沿つてほんとうにその職責を果されるようなことが必要であると思つてあります。皇族の方の教育に關して、宮内庁ではどういふふうな配慮がなされておるか、また制度上どうなつておるか、それについてお尋ねしたいと思つてあります。

○宇佐美説明員 皇族と申し上げても、陛下の御膝下にあらせられます未成年であられる方は、清宮様だけではありません。そのほかの方はすでに成年に達しまして、学校を出て、それぞれ研修を積んでおられるわけでありまして、そのほか秩父、高松、三笠宮関係は、すでに相当のお年でございまして、一家をなされておりますので、特に私どもは教育というような面について何らいたしておりません。ただ三笠宮様のお子様は御五方おられますが、これは御両親が慈愛の目でもつて教育なさつております。まだ小さいのでございまして、宮内庁としてはただいまのところ特に御方針なり、いろいろなことについて申し上げたこともございしません。その御家庭において今御教育をお進めになつておられるわけでありまして、また上の方が中学でいらつしやる程度でございまして。

○高橋(順)委員 天皇それから皇族の点については今のお答えによりましてわかりましたが、今度は皇族でない、いわゆる御親族の方々については、これはもう一般の国民と同じであるか、あるいはまた先ほど来お話のあったような立場にあられる方々の親族である

という立場で、宮内庁としては、いわゆる皇室を守り、そして日本の天皇制、すなわちそれは憲法ということになります。守つていくために格別の配慮がなされておるか、あるいはそうでないか、その点いかがですか。

○宇佐美説明員 ただいま仰せの通りに、皇族でおられて御結婚等によつてすでに皇族の籍を離れられておる、あるいは新憲法と同時に皇族籍を離れられた各宮家、あるいはその他の御親族の關係は、今お話のございまして通りに、これは一国民としてのお立場でございまして、宮内庁でとかく干渉すべきではございません。ただわれわれ皇室の私的な面についてのお手伝いをいたしておりますから、何か御連絡でありますとか、何かの御希望等がございしますが、これはあくまで役所の仕事ではございません。

○高橋(順)委員 天皇及び皇族の方々が、先ほど来話に出ました人間としての幸福な生活を送つていただくように、国民は一人残らず念願しているわけでありまして、さらにその上に憲法上りつぱな立場にあられるのでございまして、またそれが確立確保されていくというところを、国民の大多数が念願しているわけでありまして、国民のその気持を尊重し、それを失望さすといつたようなことのないように、私どもは現在のごとく将来もあつていただきたというところを念願しているわけでありまして、やはりそれには教育という問題が非常に關係があると思つて、それらについても特設の御配慮が願ひたい。また法制上必要なものについて、やはりその制度を確立する必

要もあると思つて、それらについてお考えがあれば伺ひたいと存じます。

次に、今度は物的設備の問題であります。皇居運営に關しての審議會設置法が提案されているわけでありまして、私もとりつぱな皇居の造営されることを希望する者の一人でありまして、ただこの場合に考えなければならぬと思つて、私は、私、外国をちよつと回つてみましたところから受けた印象、あるいは日本の歴史及び現在に残存している有名建築等を見まして、りつぱな建物というものが何かそこにやはり人間に対して大きな影響を与え、意味を持つてゐるというところを痛感しているわけでありまして、従つてやはり日本の國の象徴としての天皇のお住居なり、または憲法上認められておるお仕事をなさる關係、それからさらに國際的な影響というものを思ひます。

ときに、私は日本的な、そして非常にりつぱなものを造営されることが必要だ、いたずらに外國式のまねをしただけの建物で、バラックのような印象を与える。とても外國のまねをしまして、外國の宮殿のような大きなものを作るといふことはなかなか容易でな、それがまた貧弱であるということではいかぬので、やはり天皇制はその制度そのものが日本のいい伝統といひます。国民の氣持の現われでありまして、か、天皇がお住まいになりあるいはお仕事をなさる場所といふものも、やはりそういう考えをくんでやられる必要がある。もちろんこういうことに

ついては審議會等において十分検討されることであると思ひますけれども、それらについての資料、お考えといふようなものを、十分国会あるいは審議會等に出していただくようにされることとが、私は私には考えておるのであります。それがそれらについてはどういふふうなお考えでしようか。

○宇佐美説明員 將來建設すべき皇居の様式等についての御発言でございしますが、私ももちろめたうにヨーロッパのまねをする必要はないのじやないか、私参つたものではございせんが、宮内庁から調査いたしました報告を見まして、非常に歴史的なものが多くございまして、どうしてそれをそのまままねることができないのは当然でございまして、日本で建てます以上は、日本の建築の技術と日本的な現代の建築最高の技術とを合せて取り入れてやるべきであらう。もちろん様式等は周囲の風光その他にもよることとでございまして、なお大ぜいの方が入れられることとでありますから、利用の面からも十分考えなければならぬ。またこれは何事でもそうでございしますが、やはり質素にやつてはどうかといふこと、いや豪華でやれといふ説もありまして、うが、しかし宮殿と申しますか、皇居としてふさわしいものでなければならぬ。私は思つております。また昭和のほとんどにいい建築だといわれるような工夫をしなければならぬといふふう

に思つております。

○高橋(順)委員 では最後に同じようなことになりまして、希望を述べておきます。こういう問題については、いろいろの意見が出ますが、ただそのときにまた突然とした思ひつき等に押し流されるというのではなくて、憲法の認めておる天皇制を守るため

に、私はやはり皇居というものの規模その他が非常に影響すると思つて、あまり、人の問題、物的設備の問題等を十分総合的に考へて、大いに天皇制を守つていく、憲法を守つていく、そういう考へで一つ進めていただきたといふことを特にお願いをいたして、私の質問を終ります。

○内海委員長 次に國の防衛に關する件につきまして調査を進めます。質疑を許します。苗ヶ久保重光君。

○苗ヶ久保委員 防衛庁長官に簡単な質問をいたしますが、一つ端局的な御答弁をお願いしたいと思います。もちろん現在の自衛隊の中で自衛隊の専門家といふものはないわけでありまして、どなたがおなりになりましてしようかとありますが、しかし防衛庁の長官として、國の防衛を担当するということになりますならば、いろいろと御研究もしておることでありまして、それぞれ防衛に對する御信念もあらうと思ひます。伊能長官は、現在自衛隊には陸海空がございまして、さらにその中でいろいろ分化されておりますが、航空自衛隊における飛行基地といふものは、どういふ条件がそろつた場合には、どういふ条件がそろつた場合には、どのように飛行基地としての面目を発揮していくものであるか、たとえば、飛行基地といたしますならば、もちろん飛行機がなければならぬでありまして、建物や滑走路あるいは補助滑走路、そういうものも当然必要でありまして、いろいろな問題について、最も重要な要素があるはずであります。伊能防衛庁長官は、航空自衛隊における飛行基地の設定について、何が一番重要

な要素であるか、これらについて明快な御答弁をお願いしたいと思います。

○伊能国務大臣　ただいま御意見があらまされたことにつきましては、私も今後の日本の自衛隊につきましましては、日本の平和と独立を守るために、国民からほんとうに理解をされ、愛される自衛隊を作つて所期の任務に邁進したい、かように考えておるわけでございす。今お尋ねの航空基地の条件ということでございますが、その点については、いろいろと考えられることと存じます。純粋の整備の点から申しますれば、近代的な航空機を飛翔せしめるに足る十分な地域、と同時にこれが飛翔に適正な各種の通信、レーダー装置、また飛行機の整備に十分なる施設、と同時に飛行場において航空自衛隊が十分鍛錬をするのに必要な各般の条件が備わらなければならぬ、かように考えておる次第でございますが、それには、もちろん日本の国防の基本方針等にも一般論としてはうたわれております。私が当初に申し上げましたように、日本の自衛隊というものが国民から理解されるという点について、私も、私どもは十分な配慮をもつて、今後ひとり航空基地といわず、自衛隊の各般の部隊の設置等については努力をいたしていき、かように考えております。

素についてのお言葉がなかったと思うのですが、飛行基地が完全な飛行基地としての用を足すためには、いろいろ要素がございす、その中で最も重要な要素は何かという点についての答弁が落ちたと思ふのです。

○伊能国務大臣　御指摘の点については、さういふ私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わることが、飛行基地として一番大切だろう、かように考えております。

はすばりとそのまま答へが出てくるような御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

私が今お尋ねしているのは、ちょうど私は今帰つたばかりですが、御承知のように茨城県の百里原に飛行基地が設置されてゐる。しかもあそこではあすが町長リコールの問題が起つてその投票日であります。これはあなたも御承知かもしれませんが、百里原の飛行基地設定にからんで町の重大問題でございす。町民はよかれあしかれ非常な混乱と迷惑をこうむつておる。その原因が百里原の飛行基地設定について起つておるといふ点でございす。そこで私は御質問したのでございす。あそこは御承知のように、聞くところによると、日曜日に建設業者はターミナル、兵舎、それから格納庫、その他付属建物の完成祝賀会をやるそうです。ところが肝心な滑走路はまだまだ一寸もできておりません。こういう事態を私は考えまして、防衛庁ではどういふふうな考えであつたのか、基地を作りになつておるのか、それは建物は確かに鉄筋コンクリートのりつぱなものが出てきておるが、今言つたように飛行基地といふものは幾ら建物も建てても、滑走路がなければ飛行機は飛べない。こういうものをお作りになつてどうされるのか。昨年の十一月臨時国会での私の質問に対して、当時の左藤防衛庁長官は、見通しはつかない、なるだけ早く作りたいといふことであるが、もうすでにそれから三カ月たつてゐる。いまだに滑走路は一寸もできていない。最近行つてみると補助滑走路をあわてふためいて無理にお作りのようですが、補助滑走路がいかに

にできましようとも、主要滑走路といふものができなければ飛行機は飛べない。これについて防衛庁長官はどのようなお考えを持つていらつしやいますか。あとたくさん質問がございす。が、まず冒頭に百里原基地の、滑走路の一寸もできないの飛行基地を、しかも建物ばかりにでき上つて完成祝賀会をするのであります。これを今後どういふふうになされるおつもりか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○伊能国務大臣　滑走路の点については御指摘の通りであります。私も、私どもとしては地元の御援助、御協力をいたしまして、できまうところから逐次飛行場整備に努力をして参りたい。また御指摘のように、中の地域についての少数の反対者もございすので、それらについても今後できるだけ円満に話し合ひを進めまして、賛成者を得て飛行場滑走路の整備を急速にはかりたいといふふうな考えでございす。

○田中久保委員　そのいふ答弁は今までも聞いておるのです。しかも今言ったように建物等は全部できてしまつたにもかかわらず滑走路はいまだ一寸もできないといふことは、もはや今のあなたのような答弁では間に合はなないのです。私どもが汗水たらして出した税金がむだ使いをされておる。私はこれはひどいではないと思ふ。もしそんな金があるなら、自衛隊としてもほかにも使つてゐると思ふ。どういふつもりであつたか、これをさういふのか、いまだにあなたの答弁では納得いかなないのです。私はきのうもあの滑走路のまん中に住んでゐる諸君に会つて参りましたが、トレーラーでひかれても私は反対だと言つてゐる。それ

れほど反対な土地が、今まであらゆる方法を通じて――買収的な方法も、脅喝も、あらゆる方法を通じてたけれどもどうにもならぬ現実なのです。それがしかもいまだ今日、私どもはトレーラーの下にひかれても反対です、この土地は一寸もやれまへんとおつておる。これに対してどういふふうな方法で説得をされ、納得をされていく自信があるか、私は具体的なことをお伺ひしたい。ただ単に納得のいくまで待ちますとか、あるいは誠意を込めてやりまうといふことでは、すでに一年かかつてできないようなことなから、今さらできるはずはない。これに対して防衛庁長官は――あれだけ膨大な国費を使つてやつておることが、もしも滑走路ができなければむだもこれ以上ない。一つ具体的に、あなたがきつといつてしまふにはやつてみせるという確信があつたら、その点も伺ひたい。

○伊能国務大臣　御説の点につきましては、これは今日の努力によつて、従来非常に反対であつた方々も逐次われわれに同調していただき、日本の防衛の趣旨に御賛成をいただいて、ほんの少数になつておることは御承知の通りだと思ひます。その、そのほんの少数について、今後私どもは具体的に申し上げても相手のあることとございすので、今後力を尽して、あくまで了解を得、説得をするという以外には道がないのではないかと思ふのであります。その方向で全力を尽したいと思つております。

○田中久保委員　まああなたの答弁ではとても納得できませんけれども、これ以上申し上げてもあなたも答弁のしようがないと思ふ。

○田中久保委員　質問の要点でありました飛行基地設定の一番重要な要素についての答弁がなかったと思ひます。あなたは二十数万に上る自衛隊を擁して、毎年千数百億の税金をお使いになつていらつしやるのであります。か、いろいろな問題もありましようけれども、一番重要な飛行基地設定の要

素についての御言葉がなかったと思ふのですが、飛行基地が完全な飛行基地としての用を足すためには、いろいろ要素がございす、その中で最も重要な要素は何かという点についての答弁が落ちたと思ふのです。

○伊能国務大臣　御指摘の点については、さういふ私の御回答のうちにも申し上げたと存じますが、現在の航空自衛隊の飛行機が十分その機能を果し得るようには飛翔し得、またその飛行機の機能についても万遺憾なからしめるような整備、各般の条件が備わることが、飛行基地として一番大切だろう、かように考えております。

はすばりとそのまま答へが出てくるような御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

私が今お尋ねしているのは、ちょうど私は今帰つたばかりですが、御承知のように茨城県の百里原に飛行基地が設置されてゐる。しかもあそこではあすが町長リコールの問題が起つてその投票日であります。これはあなたも御承知かもしれませんが、百里原の飛行基地設定にからんで町の重大問題でございす。町民はよかれあしかれ非常な混乱と迷惑をこうむつておる。その原因が百里原の飛行基地設定について起つておるといふ点でございす。そこで私は御質問したのでございす。あそこは御承知のように、聞くところによると、日曜日に建設業者はターミナル、兵舎、それから格納庫、その他付属建物の完成祝賀会をやるそうです。ところが肝心な滑走路はまだまだ一寸もできておりません。こういう事態を私は考えまして、防衛庁ではどういふふうな考えであつたのか、基地を作りになつておるのか、それは建物は確かに鉄筋コンクリートのりつぱなものが出てきておるが、今言つたように飛行基地といふものは幾ら建物も建てても、滑走路がなければ飛行機は飛べない。こういうものをお作りになつてどうされるのか。昨年の十一月臨時国会での私の質問に対して、当時の左藤防衛庁長官は、見通しはつかない、なるだけ早く作りたいといふことであるが、もうすでにそれから三カ月たつてゐる。いまだに滑走路は一寸もできていない。最近行つてみると補助滑走路をあわてふためいて無理にお作りのようですが、補助滑走路がいかに

にできましようとも、主要滑走路といふものができなければ飛行機は飛べない。これについて防衛庁長官はどのようなお考えを持つていらつしやいますか。あとたくさん質問がございす。が、まず冒頭に百里原基地の、滑走路の一寸もできないの飛行基地を、しかも建物ばかりにでき上つて完成祝賀会をするのであります。これを今後どういふふうになされるおつもりか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○伊能国務大臣　滑走路の点については御指摘の通りであります。私も、私どもとしては地元の御援助、御協力をいたしまして、できまうところから逐次飛行場整備に努力をして参りたい。また御指摘のように、中の地域についての少数の反対者もございすので、それらについても今後できるだけ円満に話し合ひを進めまして、賛成者を得て飛行場滑走路の整備を急速にはかりたいといふふうな考えでございす。

○田中久保委員　そのいふ答弁は今までも聞いておるのです。しかも今言ったように建物等は全部できてしまつたにもかかわらず滑走路はいまだ一寸もできないといふことは、もはや今のあなたのような答弁では間に合はなないのです。私どもが汗水たらして出した税金がむだ使いをされておる。私はこれはひどいではないと思ふ。もしそんな金があるなら、自衛隊としてもほかにも使つてゐると思ふ。どういふつもりであつたか、これをさういふのか、いまだにあなたの答弁では納得いかなないのです。私はきのうもあの滑走路のまん中に住んでゐる諸君に会つて参りましたが、トレーラーでひかれても私は反対だと言つてゐる。それ

経理局長に伺います。今までに百里原の第五航空団基地の予算は幾らになつておりますか。

○山下(武)政府委員 現在までに支出いたしました経費は、完成しました工事といつたしまして約三億圓、現在進行中の工事で約一億圓、買収済みになりました土地買収費が約一億七千万圓でございます。全体の予算といつたしましては、このほかに滑走路その他のいわゆる飛行場の仕上げに使います未買収の土地の代金を含めまして、約五億圓見当と考えております。

○苗ヶ久保委員 五億というのは、いわゆる現在までに使つたのを除いて必要なのが五億ですね。

○山下(武)政府委員 そうです。

○苗ヶ久保委員 そういたしますと、今まで使つたのは約五億七千万圓、今後約五億、約十億の金を使うわけである。すでに五億七千万圓使われておる。しかも現に、今も私が指摘したように、また防衛庁長官もお認めになつたように、滑走路は全然手がついていない。その滑走路の中には、反対委員会の委員長以下十名近い人たちが、完全にながらばつてゐるという状態でございます。そこで持ち上つたのが、あの小川町における飛行基地設定賛成派と反対派における町政の運営——現に町長である山西きよ女史は、この航空基地設置反対によつて町長になれた方である。ところが最近、自衛隊誘致派の諸君がリコールをして、現にあすの投票を控えて非常に血みどろな闘争を続けておる。こういう段階において私が現地に行つて非常に遺憾に感じたことは、去る一日に防衛庁はどういう気持ちでありますか、もちろん自衛隊の今

後の建設に協力してもらいたいという意図であらうと思つたのでありますけれども、時もあるにリコールの非常な激戦のさなかに、ヘリコプターを持つていつて町民その他の諸君を乗せて、そして何か視察といつたようなことがなされておる。これは私は防衛庁としては他意があらうとは思ふのであります。もう長い間いづゆる自衛隊誘致反対によつて町政が運営され、町民もそれに対して非常に関心を持ちまた混乱をしてゐる。しかも今はリコールのために投票を七日に控えたその一日、自衛隊があらうことをされたことは、まことに遺憾千万にたえない。従つてわれわれは去る先月末長官に対して、それは政治的な意図も感じられるし、一般に対する影響も非常に大きいのでありますから、この際中止したらどうかといふことを申し出たのです。それを押して切つて一日にあつたことなされたのであります。これに対して長官はいかようにお考えか。きのう、お果がやはり町民の中に非常に微妙に響いておる。あなたはいい結果が出るよりのことを期待してやつたと思ふのであります。具体的な点は逆の面でも大きく出ているという点を感じるのでもありますが、あえてリコール騒ぎの最中にあることをなされた防衛庁の真意を、はっきり表明してもらいたいと思ひます。

○伊能國務大臣 去る一月一日、当庁として農道廃止並びに空から百里原の全体的状況を視察するという東京建設部の要請、かたがた茨城県の農地課からも同様の趣旨の要請が去年十一月からあつたのでございますが、御承知のよう

きで余裕を生ずるといふ時期等にも、しばらくの間目当てがつかぬといふことでありますので、既定計画通り実施した、かような状態でございます。○苗ヶ久保委員 ヘリコプターの東京飛翔と余裕といふことをおっしゃられるのですが、防衛庁長官が自分の配下のヘリコプターを自衛隊の発展のためにお使いになるならば、わざわざ呼んで使つてもいいのです。何も東京へ来たついでに時間があるから飛ぶといふことは少しおかしいと思ふ。防衛庁長官のそういう御答弁ではとても私ども承知できません。特にいろいろな場合

にヘリコプターをわざわざ呼んで使つていらつしやる。私も便乗したことあります。従つて二月一日にちやうど東京に浜松から飛んできた、時間の余裕があるからやつたといふだけでは御答弁になりません。そんな子供だまし

ことは省いて、あなたは大体今の状態から何年後に必ずあの飛行基地を設立して、りっぱな飛行基地として使用可能にするか。その時期を明確にしてもいいか。それなら、でなければ、こんなことは国民は納得しません。自信のほどを示して下さい。

○内海委員長 ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○内海委員長 速記を初めて。

○苗ヶ久保委員 委員長のせつかくのお気持ちでございますから、私はあえてここで無理は申しません。しかしこれだけの重大な問題でございますから、ただ防衛庁長官が答弁ができませんから、後日に延ばす、だけでは困ると思つて、この問題に對して、建設の時期の明示もできないし、答弁もできないかつたというのを私は確認しませんと、この問題は打ち切れぬと思つて、その問題の確證のものとすれば、次の機会にこの質問は譲つて、その間に防衛庁としても一つこの問題について相当検討をされまして、答弁をしてもらいたいと思ふ。

○伊能國務大臣 この点については、せつかくのお尋ねでも私も明確なお答えができません。これは残念に存じますが、他にもいろいろ飛行場あるいは各種の基地もしくは試射場等の建設に際しまして、現在の日本における過去から今日までの状況にかんがみまして、一つの飛行場を設置するにいろいろの困難が伴つておることは、苗ヶ久保先生も御承知いただけることと存じます。私どもは今日まで日本の防衛の実態についての御理解を国民各位に

絶えずお願いをしつつ、こういう問題についての解決に全力を尽しておりまして、やはり若干でも反対の方があつたときに、これを非常に非難的・非難的な態度で進んで事をかまえるということは誠に慎まなければならぬと存じまして、あくまでも協調をして相手の御納得を願う、この気持ちでもって最善の努力をいたす以外に道はなかり、かように存じます。防衛庁としても従来この問題については長い間そういう態度で努力をいたして参りました。が、私も今申し上げたような気持ちで、あらゆる努力をして、できるだけ早く本件の解決をはかりたい。しかしこの点について、それではいついつまでに完全にするのかということにつきましても、単にプランニングの上で工事自体としてはこういうふうに行けるといふような、きわめて意味のないお返事はいかようにもできると存じますが、実際に所有者の納得を得て、ほんとうに工事にかかるといふ点については、一人といへども反対者のある間は、その方を説得して、円満な形で飛行場の設置を完成したいと考えておりますので、絶えず相手方とも折衝して極力御了解を願う、これ以外には道はなかりと私は考えます。

○苗ヶ久保委員 この質問は伊能長官には私も無理だと思ふ。しかし一応長官でありまして、これは責任者でありますから、やはりあなたの責任ある答弁を求めたい。

○苗ヶ久保委員 防衛庁はいろいろの基地を作る場合に、それは問題もありませんけれども、いまだかつてこういうケースはないはずなんです。飛行基地を作る場合に、滑走

路の見通しがつかず基地を作るばかりはありません。あまりにも国民を愚弄している。先ほど指摘したように、飛行基地といふものは何があつても滑走路がなければなりません。飛行機は雨ざらしでもよろしい。ジェット戦闘機はどこの雨ざらしです。工作場や特殊な作業をする場合にはこれは天蓋が要りますが、飛行場におけるジェット機はほとんど野天である。格納庫はあとでもよろしい。さしあつては兵舎は雨露しのければよろしいのだ。築城の基地にしても、神町の基地にしても、自衛隊の諸君が雨の漏る、風の吹き通す兵舎に現に寝泊りしておる。従つて兵舎などはさしあつてバラックでも済む。しかし何といつても滑走路がなければ飛行基地にならない。その肝心な滑走路の見通しもつかないのに、ああいう莫大な金を使つてああいう設備をするところに、私は防衛庁の非常な不届きなものであると思ふ。何を基準にしてやつたのか。五億七千万というものは国民の血税ですよ。それをむだ使いしておる。やる以上は何か自信があつたはずだ。自信がないままに、ただ予算があるから作らなければならぬといふことだけでやるのではないかと思ふ。しかもその結果が、あの肝心なめな地元の小川町長に對して、ああいう問題を起しておる。あなた方はどう見ておるか知らぬけれども、町民がまづ二つに割れて、しのごを削つてやつておる姿は全く悲惨です。あの悲惨な状態がなぜ起つたか。あなたが無理やりああいうことをなさる。しかも自信のないままにするから、ああいうことになつておる。その責任は重大です。私はもしこれが今国会の会期中に目鼻がつかなくなつたならば、防衛庁も責任があると思ふし、岸總理も責任があると思ふ。私も社会党としても、あの問題がただ単に町長のリコールだけでなくて、そういう実態に陥れた防衛庁の無責任な態度、無定見、しかも国民を愚弄するやうな態度に對しては、絶対に承服できません。従つて私どもは今国会の会期中に何らかのめどがつかないならば、重大な決意をしなければならぬ。そこで經理局長、あなたは当面の責任者として、どういふ確信を持つてあの工事をやられたのか、いつ完成する予定で始められたのか、この点についてはっきり御答弁願ひたい。

○山下(武政府委員) 今お話のありましたように、私たちの期待に反しまして非常に全体の進行がおくれしておることは、はなはだ遺憾に存ずる次第でございます。あの基地につきましてはすでに百四十名ばかりの地主の方の御承諾を得まして、土地の買収を終つたのでございます。百里原基地につきまして、現在未買収になつておるところは、ただ一人の土地の所有者のところでございます。防衛庁といたしましては、非常に航空基地の整備を急ぐという観点から、ここまで進めてくれればもう見通しがついたということで工事に一時着手いたしましたのでございまして、もちろん滑走路の位置につきましてはまだほんとうに確定したということではございません。現在未買収の地になつておるところが、一番滑走路としては希望される地点でございます。できればそこを買つて滑走路を作りたいといふことで長い間折衝いたしておるわけでございまして、かりにそ

ことを避けて通りまして、これは技術的には不可能ではありませんけれども、しかし土地の中にそういう未買収地を残したままでは飛行場を作るといふことは、いろいろと将来に問題を残すものにもなろうかと思ひまして、あくまで所有者の方との懇談でもって事を解決したい、かように考えておる次第でございます。いつまでに必ずできるというものを申し上げられないのは、はなはだ遺憾でございますが、われわれの意のあるところをおくみとり願ひたいと思ひます。

○苗ヶ久保委員 今經理局長にお尋ねしたのは、いつまでにできるということではないのです。あなたはどうか自信を持つてああいう仕事をなさつたかといふのです。これははっきりする必要があると思ふ。あれだけの金を使つて膨大な仕事をするのに、全然無定見に、ただ買えたところから作つていくといふのでは済まぬと思ふのです。それが一部兵舎が建たぬとか、あるいは道路がでけないとか、または付属建物ができぬといふなら丁重にします。一番肝心な滑走路がでけないといふことであるから問題にしておる。これは一番先に作るべきだ。私は内閣委員として全国の自衛隊を調査して参りましたが、どこでも建物は建たぬけれども滑走路はできておる、それすれば訓練ができる。ここだけです。建物が全部つぱにできておる、滑走路は一寸もできてない、こんなことがあつていいと思ひますか、あなたは責任を感じませんか。一生懸命やります、納得させますでは済みませんよ。私はこの問題は重大だと思ふ。もつとあなた方は謙虚に、しかも先ほど言つ

たように、二月一日にああいう視察をしておるが、今見ておると、いろいろなことをなさって攻めていらつしゃる。なせもつと盛心たんに当つていかないか。相手も人間です。あなた方が誠意と真情を披瀝すればこたえるはずで。あるときは変なふうにくするみたいで、あるときは何かこり強圧的な態度で、あるいは町のボスを使つてそういうことをしたので、これは絶対にいかぬはずなんです。あなたが誠意を示しても反対している人もあるけれども、やり方自身がおかしいのだ。先ほど委員長の御意思もあり、時間もだいぶ過ぎましたから、一応きょうはこの辺でやめておきますが、あなた方のそういう態度では、絶対にできない。私は断言します。はなはだ失礼だけれども、私もまたそういう防衛庁の態度には協力できるものではない。むしろ私は、あの滑走路とともに、あの飛行基地を絶対に作らせないだけの努力をこそするかもしれない。あまりにもひど過ぎる。従つて次の機会までに、委員長の言に従つて、長官もつとこつと御勉強なさるし、事務局の諸君もつと真剣に取り組んで、この次の機会には一応われわれに、この委員会においてはつきりしためどをつけるぐらいの努力をしなければならぬと思う。次の質問はそのときに譲りますが、私の質問は終わります。強く要望して、私の質問を終ります。

○内海委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時十三分散会

昭和三十四年二月十一日印刷

昭和三十四年二月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局